

新行政改革大綱 実施計画

(平成23年度評価表)

平成24年8月
群馬県

目 次

新行政改革大綱 体系図	1
新行政改革大綱実施計画 平成23年度評価一覧	2
新行政改革大綱実施計画 評価水準の考え方	3
目標1 県民目線の県政の実施	
改革1 県民意見の県政への更なる反映	5
改革2 行政手続における利便性の向上	11
改革3 情報公開の充実	17
改革4 地方分権改革の着実な推進	24
目標2 「仕事の仕方」の改革	
改革5 公共サービスの担い手改革	32
改革6 事務処理の効率化と経費削減	42
改革7 人材育成と組織管理	59
目標3 健全な財政運営の維持	
改革8 歳入の確保	71
改革9 歳出の縮減	80
改革10 公営企業改革	88

新行政改革大綱 体系図

～ 群馬をさらにはばたかせる、行政改革3つの目標・10の改革 ～

目標1 県民目線の県政の実施

改革1 県民意見の県政への更なる反映

- (1) パブリックコメントの拡充
- (2) 審議会などにおける公募委員・女性委員の増加
- (3) 県民参画型公共事業の拡充

改革2 行政手続における利便性の向上

- (1) 電子申請等受付システムの拡充
- (2) 電子入札システムの改善・拡充
- (3) 行政手続の簡素化・迅速化

改革3 情報公開の充実

- (1) 県民に対する安心・安全情報の迅速な提供
- (2) 行政情報の積極的な公開
- (3) 公社・事業団に関する情報公開の推進

改革4 地方分権改革の着実な推進

- (1) 国・県・市町村の役割分担を踏まえた権限移譲などの推進
- (2) 市町村行財政体制整備のための支援の充実
- (3) 近隣都県との広域連携

目標2 「仕事の仕方」の改革

改革5 公共サービスの担い手改革

- (1) 公の施設のあり方検討
- (2) 民間ノウハウなどを活用した事業の推進
- (3) 市場化テストの活用
- (4) 協働事業の推進
- (5) 公社・事業団改革

改革6 事務処理の効率化と経費削減

- (1) 事務・事業の仕分け
- (2) 内部管理経費の節減
- (3) 内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化
- (4) 情報システムの見直しによる業務改善・経費節減
- (5) エネルギー使用量の削減
- (6) 公共工事の経費節減
- (7) 県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進

改革7 人材育成と組織管理

- (1) 県政を担う人材の育成
- (2) 目標管理による業務改善
- (3) 組織の見直し
- (4) 適正な定員管理
- (5) 時間外勤務の縮減

目標3 健全な財政運営の維持

改革8 歳入の確保

- (1) 県税収入の確保
- (2) 債権の適切な管理と収入未済額の圧縮
- (3) 未利用財産の売却など
- (4) 安定的な資金調達と調達コストの削減

改革9 歳出の縮減

- (1) 国関係法人への支出の総点検
- (2) 県単独補助金の適正化
- (3) 事業評価制度の強化
- (4) 基礎的財政収支の黒字の維持

改革10 公営企業改革

- (1) 企業局改革
- (2) 病院局改革

新行政改革大綱実施計画 平成23年度評価一覧

※摘要 { 実績評価…A：大きな成果あり、B：成果あり、C：実施、D：検討等
 数値等の目標の達成度…A：達成、B：実施、C：検討、D：未着手

3つの「目標」	実績 評価 (質的評価)	数値等 の目標 達成度	H23の 主な実績値	頁
10の「改革項目」				
39の「具体的な改革」				
目標1 県民目線の県政の実施				
改革1 県民意見の県政への更なる反映				
(1) パブリックコメントの 拡充	C	B	・立案段階の手続きを簡素化する仕組みづくり ・評価段階の仕組みづくりの検討	4
(2) 審議会などにおける公 募委員・女性委員の増加	B	B	・公募実施率…9.9%、公募委員率…2.6% ・女性委員率…32.8%	6
(3) 県民参画型公共事業の 拡充	B	A	・実施事業数…年間16事業	8
改革2 行政手続における利便性の向上				
(1) 電子申請等受付システ ムの拡充	B	A	・対象手続の拡大…新規登載116件 ・年間利用件数…9,887件(対前年度14.9%増)	10
(2) 電子入札システムの改 善・拡充	B	B	・ぐんま電子共同入札システムの総合テスト、運 用テストの実施 ・物品購入に係る一般競争入札における電子入札 の実施…45/51件	12
(3) 行政手続の簡素化・迅 速化	C	C	・許認可・届出等一覧の更新、審査基準等の電子 データ化等の準備作業の実施 ・規制改革提案件数の増加に係る取組は未実施	14
改革3 情報公開の充実				
(1) 県民に対する安心・安 全情報の迅速な提供	D	C	・防災情報システムの改修仕様の決定 ・情報伝達手段の多様化に対する活用方法の検討	16
(2) 行政情報の積極的な公 開	B	B	・公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表を 推進 ・より簡易な手続として公文書提供制度を検討	18
(3) 公社・事業団に関する 情報公開の推進	B	A	・情報公開に関する事務取扱要綱の改正 ・随意契約の議会報告及びホームページ掲載	21
改革4 地方分権改革の着実な推進				
(1) 国・県・市町村の役割 分担を踏まえた権限移譲 などの推進	C	B	・権限移譲推進プランの改訂 ・国の出先機関改革への対応について関東地方知 事会において広域での受け皿を検討 ・国の義務付け・枠付けの見直しに伴う県におけ る基準の制定…8本	23
(2) 市町村行財政体制整備 のための支援の充実	B	A	・市町村職員の自治研修センター研修修了者 …1,134人 ・市町村行財政診断…個別診断9件	26
(3) 近隣都県との広域連携	C	B	・北関東磐越五県、群馬・埼玉・新潟三県知事会 議…各個別テーマにおける連携事業の実施 ・関東地方知事会…広域連携のための協議会にお ける検討及び国への提言	28
目標2 「仕事の仕方」の改革				
改革5 公共サービスの担い手改革				
(1) 公の施設のあり方検討	B	B	・指定管理者制度適用施設のあり方検討…2施設 について指定管理者制度適用の継続を決定 ・直営施設のあり方検討…52施設について方針策 定(H22からの継続検討)	31
(2) 民間ノウハウなどを活 用した事業の推進	C	B	・PFI事業等活用ガイドラインの検討 ・上毛学舎再整備事業の公民連携事業の可能性調 査の実施	33
(3) 市場化テストの活用	D	C	・一部の直営施設について指定管理者制度との比 較を実施する方針を策定	35
(4) 協働事業の推進	B	A	・NPO・ボランティアとの協働の取組 …111事業	37
(5) 公社・事業団改革	B	A	・27団体に減	39
改革6 事務処理の効率化と経費削減				
(1) 事務・事業の仕分け	B	B	・判定会を公開で実施	41
(2) 内部管理経費の節減	B	B	・県庁での公用車のH24中の管理一元化を決定 ・長期継続契約の対象への清掃の追加、合同庁舎 での燃料単価契約の一括化、資源ごみ売払等の 拡大	43

3つの「目標」		実績 評価 (質的評価)	数値等 の目標 達成度	H23の 主な実績値	頁
10の「改革項目」					
39の「具体的な改革」					
(3) 内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化	C	B	・財務会計システム・旅費機能の統合の検討 ・行政端末で財務会計システムを動作可能にするためのH23改修分の実施	47	
(4) 情報システムの見直しによる業務改善・経費節減	B	B	・当初予算協議を通じたシステム最適化、調達の効率化 ・電子納品システムの試行…618件	49	
(5) エネルギー使用量の削減	A	A	・庁舎管理に係る管理標準を作成し、管理・運用 ・ESCO事業1施設、省エネ改修24施設 ・エネルギー使用量削減…▲8.5%	51	
(6) 公共工事の経費節減	B	A	・設計VEワークショップ…16回 ・ワンデーレスポンスプロジェクトの試行工事の検証及び一部実施（3箇所）	53	
(7) 県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進	—	—	<H24新規追加項目>	56	
改革7 人材育成と組織管理					
(1) 県政を担う人材の育成	B	A	・職員研修の業務への活用性（研修後アンケートの実績）…81.6%	58	
(2) 目標管理による業務改善	B	A	・評価・検証（C）及び改善（A）の徹底	61	
(3) 組織の見直し	B	B	・雇用戦略担当副部長の設置等（H23年4月） ・独立行政法人化が制度上可能な施設のうち、大学以外の12施設について検討した結果、現行の維持管理を継続	63	
(4) 適正な定員管理	B	B	・一般行政部門 3,966名（対前年▲31名） ・教育部門 15,874名（対前年▲7名）	66	
(5) 時間外勤務の縮減	C	B	・知事部局計 419,587時間 （H21比+1.0%、H22比▲2.3%）	68	
目標3 健全な財政運営の維持					
改革8 歳入の確保					
(1) 県税収入の確保	B	A	・徴収率…95.5% ・収入未済額…8,663百万円 （いずれも速報値）	70	
(2) 債権の適切な管理と収入未済額の圧縮	B	—	・決算値整理中 （目標値：2,448百万円（H21決算）以下） ・債権管理について包括外部監査の実施	72	
(3) 未利用財産の売却など	B	B	・H22年9月～24年3月の売却…10件、3.2億円 ・自主財源収入…10.5億円（H23当初予算）	75	
(4) 安定的な資金調達と調達コストの削減	B	A	・市場公募地方債の発行…10年債200億円等 ・減債基金運用利回り…調達平均金利+0.3230%	77	
改革9 歳出の縮減					
(1) 国関係法人への支出の総点検	B	B	・総点検の実施（▲4千万円。▲6.6%）	79	
(2) 県単独補助金の適正化	B	A	・304億円（H23当初予算）（対前年▲30億円）	81	
(3) 事業評価制度の強化	B	B	・事務事業評価の全事業（1,038事業）での実施 ・公共事業の事前評価（6件）、再評価（14件）、事後評価（18件）の実施及び公表 ・政策評価制度の導入に向けた検討	83	
(4) 基礎的財政収支の黒字の維持	B	A	・臨時財政対策債を除いた黒字…431億円 ・臨時財政対策債を除いた県債残高（一般会計）…7,604億円	85	
改革10 公営企業改革					
(1) 企業局改革	B	A	・中期経営計画の評価、修正を実施 ・電気事業…改良・修繕3発電所、新規2発電所 ・団地造成事業…ふれあいタウンちよだ：住宅2区画・住宅系商業1区画、板倉ニュータウン：住宅11区画、産業用地2.5ha、その他産業系団地2.0ha	87	
(2) 病院局改革	B	B	・病院事業決算収支差額…▲6.31億円（見込額） ・高度専門医療を必要とする患者の受入数…260,416人 ・患者1人1日当たり入院収入…57,522円（見込額）	90	

新行政改革大綱実施計画 評価水準の考え方

1 「達成すべき成果1」に対する実績評価

計画の実施を通じて達成すべき成果である「達成すべき成果1」に対する平成23年度の実績を次の4段階で評価する。

【評価段階】

A：大きな成果あり	計画を上回る成果があったもの
B：成果あり	計画に掲げる成果が一定程度あったもの
C：実施 (具体的取組あり)	成果は出ていないが具体的な取組は実施したもの
D：検討等	具体的な取組に至らなかったもの（検討段階止まり。事情変化で実施困難）

2 「達成すべき成果2（数値等の目標）」に対する達成度

「達成すべき成果1」を達成するために年度ごとに設定している目標である「達成すべき成果2」に対する平成23年度の進捗状況を次の4段階で評価する。

【評価段階】

A：達成	おおむね目標値以上の実績があったもの
B：実施 (計画実施)	目標値には至らなかったが、計画に掲げる内容は実施したもの 例：計画 ○○を●●以上実施 実績 ○○を実施（結果として●●未滿）
C：検討 (取組あり)	計画に掲げる内容の実施には至らなかったが、実施に向けた具体的な取組は行ったもの 例：計画 ○○を●●以上実施 実績 ○○の実施計画を策定
D：未着手	計画に掲げる内容に係る具体的な取組を行わなかったもの又は事情変化により実施が困難になったもの等

(1) パブリックコメントの拡充

主要な計画や条例を制定する際に県民意見を募っているパブリックコメントについて、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案などを検討する早い段階や政策実施後の評価の段階などに、幅広く行うための仕組みを整え、実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

パブリックコメントについては、政策立案段階の実施についても可能（県民意見提出制度運営要綱第7条第3項）とされているものの、ほとんど実施されていないなど効果的な活用が求められているところではあります。

より県民目線の政策づくりや実施した政策の評価・見直しを行うために、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案を検討する早い段階や政策実施後の評価の段階など、幅広くパブリックコメントを実施することができる仕組みを整える必要があります。

達成すべき成果 1

- ① 仕組みの検討・試行
計画や条例など主要な政策に係る方針・原案段階や政策実施後の評価の段階など、幅広くパブリックコメントの実施ができる仕組みをつくり、試行します。
- ② 本格運用
試行後、本格運用します。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度

【成果】評価：C

- ・ 立案段階の手続きを簡素化するため、「県民意見提出制度運営要綱」を改正しました。（県民生活課）
- ・ 政策実施後の評価段階においてパブリックコメント等により県民意見を募集し反映する仕組みについて、関係所属と検討を始めました。（(総)総務課）

【課題】

- ・ 立案段階での実施について要綱改正後の取組状況を検証していく必要があります。（県民生活課）
- ・ 評価段階における県民意見の募集を行う対象や実施方法を更に検討する必要があります。（(総)総務課）

【成果・課題の要因】

- ・ 県民意見の反映を、効率的・効果的に行い、実効性の高い仕組みを構築するためには、現行のパブリックコメントの実施方法の工夫に加え、その他の様々な手法についても、調査・検討が必要です。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
○ 平成22年度12月まで16件実施したもののうち立案段階でのパブリックコメント実施 1件 (第14次群馬県総合計画) ○ 評価段階でのパブリックコメント実施 仕組みなし	① 仕組みづくり	① 評価段階での仕組みづくり ② 試行、政策の立案段階→評価段階などのパブリックコメントの実施	② 政策の立案段階・評価段階などのパブリックコメントの実施 4件以上
	実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手) 【B】 ・ 立案段階の手続を簡素化するための仕組みづくり (県民生活課) ・ 評価段階での仕組みづくりに向けた検討 ((総)総務課) 関連する取組 ・ 計画案に対するパブリックコメントの実施 (畜産課) ・ 事業の計画段階での受益者、地域住民の意見反映の機会設定 (農村整備課)		
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
① 仕組みの検討	① 評価段階での仕組みの検討 ② 試行後、本格運用		
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	・ パブリックコメントは、一部の方には理解されていない。幅広い県民にパブコメへの参加を促すよう、県HPや各種団体へPRを実施しコメントを募集することが必要である。 ・ 現在の制度ですら有効に実施されていないし、県民の意識もそこまでいっていない。さらに評価段階における意見の募集を行うのであれば、対象や実施方法をしっかり検討する必要がある。 ・ 政策立案段階におけるパブリックコメントがほとんど実施されていない要因が手続きの煩雑さにあったと判断した理由が不明瞭である。政策立案段階の実施も「可能」としている任意性にこそ、実施件数の少なさが起因しているのではないか。 ・ 評価段階でのパブリックコメントの仕組みづくりの進捗を図るべき。		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 県民生活課、(総)総務課、各所属			

(2) 審議会などにおける公募委員・女性委員の増加

重要な政策や方針を公正性や専門性の立場から審査する審議会などについて、公募委員の割合を高めるとともに、引き続き女性委員の増加に努めます。

現状・課題（平成22年度末現在）

県民の県政への参画の機会を拡充し、女性の参画率を上昇させることは、政策決定過程において多様な意見・視点が反映されるだけでなく、行政運営における公正性の確保という観点からも大変重要なことです。

しかし、本県における公募委員の割合は1.9%（平成22年8月1日現在）、女性委員の占める割合は29.6%（平成22年3月1日現在、行政委員会の委員を含む。）であり、全国的にみても低い割合であることから、それらの向上に向けた取組が必要とされています。

達成すべき成果 1

設立時・改選期における、審議会などの委員選任に当たり、次の点について重点的に取り組みます。

- ① 公募を採り入れている審議会などの数及び公募委員数の割合を高めること
- ② 女性の参画率を上げること

また、これらと合わせて、充て職（委員を選任する際に、特定の団体の長などの職を指定して充てること）の見直しを進めることとします。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：B

- ① 公募委員を含む審議会等数の割合…………… 9. 9%（対前年度+2.8%）※H23.8月現在
 公募委員の割合…………… 2. 6%（対前年度+0.7%）※H23.8月現在
- ② 女性の参画率…………… 32. 8%（対前年度+0.8%）※H24.3月現在

【課題】

- ① 政策決定過程における多様な意見・視点の反映や行政運営における公正性の確保の観点から、平成21年度に策定した「附属機関の設置及び運営方針」に基づき、不断の見直しが必要です。（総務課）
- ② 職指定で選任される委員の女性割合が低いため、職指定から団体指定で委員を選任する方向へ見直しを行うよう働きかけるなど、女性の参加機会の増加を図る必要があります。（人権男女共同参画課）

【成果・課題の要因】

- ① 前記方針に基づき、審議会委員の改選ごとに、公募委員導入の検討や委員構成の見直しを実施することにより、目標達成に向けて着実な成果が出ています。
- ② 審議会などの設立時、改選期における積極的な女性の登用により、参画率が向上しましたが、専門的な知識を要する分野での女性割合が低いことが、課題の要因となっています。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
①ア 公募委員を含む審議会等数の割合7.1%(5/70、H22年8月現在) イ 公募委員の割合1.9%(16/813 H22年8月現在) ② 女性委員の割合29.6%(H22年3月1日現在) ・行政委員会の委員を含む。 ・H23年1月現在全国平均33.9%(群馬県：40位)	①ア 平成25年度末までに10%以上 イ 平成25年度末までに3%以上 ② 31.4%	①ア 平成25年度末までに10%以上 イ 平成25年度末までに3%以上 ② 32.3% 33.4%	①ア 10%以上 イ 3%以上 ② 33.2% 34.0% ※
	※ ② 女性委員の割合については、H27年度までに35%とする目標を、第3次群馬県男女共同参画基本計画(仮称。推進期間H23~27年度)に掲げる予定です。		
実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)			
【B】			
	①ア 公募委員を含む審議会等数の割合 9.9% イ 公募委員の割合 2.6% (H23年8月現在) ② 女性委員の割合 32.8% (H24年3月1日現在)		
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
内容	—		
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> ① 公募未導入の審議会などへの導入・公募委員数の増加 ② 審議会などの設立時・改選期における積極的な女性の登用 </div> 			
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公募割合が上がってきたことは評価するが、県の審議会では、同じ委員が複数の委員会を担っていることがあり、もっと幅広く公募してはどうか。 ・女性の参画率が上がることは嬉しいが、充て職は止めて専門的知識を持った人の登用が効果的である。 ・女性の参画率は全国順位も低い。もっと努力する必要がある。 ・県の案を承認するだけのような会議は減ってきており、率直な意見を言う男性委員も増えたと感じるが、県民・生活者として本音が言える女性委員を一層増やすべき。また、委員の固定は避けるべき。 ・数値目標が低過ぎるのではないか。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 (総)総務課、人権男女共同参画課			

(3) 県民参画型公共事業の拡充

社会資本整備に県民のニーズをより反映させて事業を実施するために、県民参画型公共事業の対象をさらに拡大します。

現状・課題（平成22年度末現在）

道路などの社会資本整備事業の計画・実施に当たり、透明性、公正性を確保し、利用者である県民の理解と協力を得るため、また、県民の使い勝手のよい社会資本整備の実現のため、これまで施工者中心に行われていた過程に県民の主体的な参画を促進する、県民参画型公共事業を推進しているところです。

今後、さらに、対象事業を拡大していき、県民参加の取組を積極的に実施していきます。

達成すべき成果 1

以下のようなパブリックインボルブメント（道路など公共事業の計画作成に住民参加を図る方式）の各種手法により、「県民が何を必要としているか」「使用者が求めているのは何か」を把握するとともに、計画の決定プロセスを明確にし、透明性、客観性を高める県民参画型公共事業を実施します。

ア ワークショップの開催

協働作業や話し合いなどにより、意見、要望、提案を把握し、事業計画に活かします。

イ オープンハウスの開設

該当事業の計画などの情報提供を行うとともに、質問したりすることができる場を一定期間設けます。

ウ 座談会の開催

エ アンケートの実施

オ ニュースレターの配布

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度	<p>【成果】評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画型公共事業を16事業で実施し、県民ニーズを反映した公共事業に取り組みました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画の結果を評価し情報や経験を蓄積する必要があります。 <p>【成果・課題の要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民参画の継続的な取り組みが各関係者に浸透したことから、目標値である12事業を達成する成果を得られました。 県民参画の業務を合理的、効率的に進めるためには、過去の事例を活かすことや改善を図ることが必要です。
	<p>（このセルは平成24年度と平成25年度のデータが空白のため、この行は省略されています）</p>

平成24年度	<p>（このセルは平成24年度と平成25年度のデータが空白のため、この行は省略されています）</p>
	<p>（このセルは平成24年度と平成25年度のデータが空白のため、この行は省略されています）</p>

平成25年度	<p>（このセルは平成24年度と平成25年度のデータが空白のため、この行は省略されています）</p>
	<p>（このセルは平成24年度と平成25年度のデータが空白のため、この行は省略されています）</p>

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
○ 県民参画型公共事業 9事業(H21年度) 内訳：河川事業、道路事業(車道拡幅、歩道整備、交差点計画、駅周辺整備など)	12事業	12事業	12事業
	実績値 (A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手)		
	【A】 16事業	/	/
	関連する取組		
・ 「農地・水保全管理支払交付金」を通じた地域参加による農業用水路等の施設の保全(農村整備課)			
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	/
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
実施 (見直し、改善を含む。)			
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域で行なわれる公共事業に幅広く県民の声が反映でき大変良いことである。目標値もクリアしており、評価できる。 ・身近にある道路事業に県民が参画する事業で、目標値も上回っており、素晴らしい。 ・全体の公共事業から見ればごく一部での実施にとどまっているのではないか。 		
平成24年度	/		
平成25年度	/		
担当所属 建設企画課 監理課、各所管所属			

(1) 電子申請等受付システムの拡充

県への申請・届出や公共施設の予約など、いつでも、どこからでも行うことができる電子申請等受付システムの対象を拡大するとともに、手続の簡素化などによって使い勝手の向上を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

県と16市町村が共同して平成17年10月から電子申請等受付システムを運用しています。電子申請を行うことができる県の手続数は平成21年度末現在98件。年間利用件数は、平成21年度末までの3年間で約40%増加しています。

平成21年度からクラウドコンピューティングによるシステムを採用し、年間運用費を約3分の1（9,600万円→3,600万円）に軽減しました。

その一方で、電子申請の利用率が低い手続も存在することから、戦略的にシステムへの登載事務を選択し、県民サービスの向上や業務能率の向上に結びつけていく必要があります。

達成すべき成果 1

- ① 県外からの申込が多い手続、定例性の高い届出、イベント申込みなど県民に身近な手続、電子申請のメリットが高い手続を中心に、毎年100件程度の新たな手続を登載します。
- ② 手続の簡素化や携帯電話から行うことのできる手続の増加など、手続方法を改善し、年間利用件数が毎年10%増加するようにします。
- ③ 申請内容に関する機械的なチェックの実施や集計の効率化などの事務改善により、業務量の削減に努めます。
- ④ 現システムの終期（平成26年8月）に向けて、費用対効果の検証や、より使いやすいシステムのあり方について検討を行います。

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：B

- ・ 新たな手続を100件以上登載しました。
- ・ 年間利用件数が、対前年比較で10%以上増加しました。
- ・ 次期システム構築に向けて、様々な事業者のシステムの検討を実施しました。

【課題】

- ・ 電子申請を採用しても、従来の窓口や電話による受付も引き続き実施せざるを得ないので、ただちに業務量の削減につながりません。

【成果・課題の要因】

- ・ 電子申請の有効性が各所属で認知されてきたことにより、新たな手続数が増加しました。
- ・ 手続登載課による県民への効果的な周知（QRコード等）と県民の電子申請への理解度の向上により利用件数が伸びました。
- ・ 電子申請に限った受付に絞ることが難しいことから、ただちに業務量の削減につながりませんが、手続の簡素化等の事務改善により引き続き業務量の削減に努めていきます。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
① 新規登載手続 77件 (H21年度)	① 100件	① 100件	① 100件
② 年間利用件数5,201件 (H21年度)	② 8,800件 (毎年10%増)	② 9,600件 (毎年10%増)	② 10,500件 (毎年10%増)
実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)			
【A】			
	① 116件		
	② 9,887件 (対前年度14.9%増)		
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
①・②・③ 電子申請対象手続の拡大、手続方法の改善、利用件数の増加			➔
④ 新システムの検討 (平成26年度中の稼働を目指す)			➔
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用件数も増加し、年度目標を達成したことは、大いに評価できる。 ・電子申請システムの利用を誘導するための対策を立て、利用率増加を進めてもらいたい。また、24年度以降の目標件数については上方修正すべき。 ・電子申請の利用率が低かった手続きに関して、どの程度利用率が向上したかも考慮すべき。 ・効率化は良いが、高齢者への配慮も残しつつ適宜実施されたい。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 情報政策課			

(2) 電子入札システムの改善・拡充

「ぐんま電子入札共同システム」について、作業の効率化や操作性の向上などの改善のための更新を行います。

また、これまですべての工事の入札を電子化するなど事務の効率化に取り組んできたところですが、県庁において実施する、物品購入に係るすべての一般競争入札についても、電子入札とします。

現状・課題（平成22年度末現在）

ぐんま電子入札共同システムとして平成18年1月から運営していますが、現行のシステム利用者からは作業の効率化、操作性の向上など様々な要望があり、併せてシステム運営などに要するコストの縮減が求められています。

また、電子入札については、コストの縮減、入札事務の透明性・公正性の向上、行政事務の効率化につながるものであり、平成20年度からすべての建設コンサルタントなどの委託の入札に、平成21年度からすべての工事の入札に、対象範囲を拡大してきたところです。

更なる事務改善に向けて、物品購入についても電子入札を拡大していく必要があります。

達成すべき成果 1

- ① ぐんま電子入札共同システムについて、以下の機能などを取り込んで更新します。
 - ア 効率化 参加資格審査の簡易な事項の自動チェック機能や複数の案件の一括開札、指名通知書の一括発行など
 - イ 操作性向上 工事と物品の画面の統一化、入札参加資格審査申請の複数自治体申請の際の必要書類ガイド表示
 - ウ コストの低減 既存システムに係る改修を必要としないシステム構築
- ② 県庁において実施する、物品購入に係るすべての一般競争入札を電子入札とします。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：B

- ① ぐんま電子入札共同システムの更新に関する成果は次のとおりです。（建設企画課）
 - ・ 効率化…システムに参加資格審査の自動チェック機能を付加させ、複数案件の一括開札機能、指名通知の一括発行機能を持たせることができました。
 - ・ 操作性向上…画面の統一化や入札参加資格審査申請の必要書類ガイド表示機能を付加させることができました。
 - ・ コストの縮減…既存システムとの連携に係わる改修が発生しないため、コストを抑制できました。
- ② 物品購入に係る条件付き一般競争入札 51 件のうち、電子入札で 45 件（全体の 88%）を執行しました。（(会)会計課）

【課題】

- ・ 物品購入に係る電子入札において、中小零細企業が対応できるか否かが課題です。
- ・ 電子入札は、利用者が IC カードを購入（2 年契約の場合で 2 ～ 3 万円程度）することが不可欠であるため、関係者の理解を得ながら電子入札の適用拡大を推進していく必要があります。

【成果・課題の要因】

- ・ 成果…システムを再構築することにより機能性を向上させ効率化できました。
- ・ 課題…中小零細企業においては情報システムを十分に使いこなせる人材が不足しています。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	① 平成22年度末までに 詳細設計完了 ② 25/30事業で実施 (H22.11.24現在)	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)	
① 総合テスト、運用テスト実施 ② 年度末までに実施		① 試験運用確認後、本格運用	① 本格運用 (事務の省力化の実現)
実績値 (A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手)			
【B】			
	① 総合テスト、運用テスト実施 (建設企画課) ② 一般競争入札51件中45件を電子入札で実施 ((会)会計課)		
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
① 一部運用開始 ② 電子入札化	① 試験運用確認後、本格運用	① 本格運用	
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業への配慮を第一に進めてほしい。 ・ 中小零細企業ではシステム対応に難しい部分もあるとのことであり、まず人材を育成し、対応できる共通の立場を準備し適用拡大が進められれば良い。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 建設企画課 監理課、(会)会計課			

(3) 行政手続の簡素化・迅速化

県民の利便性を向上するため、県への申請手続などについて、審査基準の見直しや標準的な処理期間の短縮を行い、手続の簡素化・迅速化に努めます。

現状・課題（平成 22 年度末現在）

- ① 行政手続法及び群馬県行政手続条例に基づき審査基準及び標準処理期間を設定して、公表しています。法・条例の施行から 10 年以上経過しましたが、平成 17 年度に提出部数などを中心とした見直しが行われて以降、見直しは実施していません。
- ② 平成 22 年 4 月 1 日から規制改革提案窓口を設置して、県民からの提案を受け付けていますが、件数は現在のところ 2 件にとどまっています。

達成すべき成果 1

- ① 審査基準の見直しや標準的な処理期間の短縮
近隣他県の状況との比較、地域機関などへの申請がされた場合の経由日数の統一及び本県での処理実績などを勘案し、審査基準の見直し及び標準処理期間の短縮を図るなどの規制改革を推進します。
- ② 規制改革提案窓口
強化月間の設定など広報の充実を行い提案を促します。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：C

- ・ 許認可・届出等一覧の更新、審査基準等の電子データ化を推進し、審査基準等の見直しの準備作業を行いました。

【課題】

- ・ 審査基準等が未設定のものや電子データ化されていないものがあります。
- ・ 膨大な件数があるため、見直し作業に多くの時間を要しました。

【成果・課題の要因】

- ・ 許認可・届出等は、膨大な件数があることから、見直し作業に多くの時間を要するため、規制改革提案窓口などで県民ニーズをとらえ、要望の多い箇所から見直しを行うなど、段階的に見直しを行うことが必要です。

平成
22
3
年度

平成
24
年度

平成
25
年度

達成すべき成果2（数値等の目標）				
現状 (平成22年度末現在)		23年度	24年度	25年度
		目標値（太字・見え消し＝期間中修正）		
① 提出部数の削減など32件の見直しを実施（H17年度） ② H22.4.1からホームページなどで提案受付	① 実態調査・近隣他県の状況との比較	① 審査基準の見直し・標準処理期間の短縮 100件	① 見直し事項の検証	
	② 強化月間設定、規制改革提案の件数増加	② 強化月間の設定、規制改革提案の件数増加	② 強化月間の設定、規制改革提案の件数増加 (3ヵ年累計20件)	
		実績値（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）		
		【C】		
		<ul style="list-style-type: none"> ①、②ともに未実施 許認可・届出等一覧の更新、審査基準等の電子データ化等の準備作業を実施 		
事務量削減及び 財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—		
	金額(千円)	—		
	内容	—		
工程（太字・見え消し＝期間中修正）				
23年度		24年度		25年度
① 実態調査・近隣他県比較		① 審査基準の見直しなど		① 見直し事項の検証
② 強化月間設定、規制改革提案の件数増加				
群馬県行政改革評価・実施委員会（第三者委員会）における主な意見				
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 手続きをした際にアンケートを取るなどの努力も必要ではないか。 膨大な件数ではあるが、それぞれの状況や課題などをよく分析し検討してもらいたい。 早急に他県との比較を行い見直しを図ってもらいたい。 			
平成24年度				
平成25年度				
担当所属（総）総務課、各所管所属				

(1) 県民に対する安心・安全情報の迅速な提供

地震や災害などの緊急情報について迅速に市町村、県民へ届くシステムを構築し、県のホームページや携帯電話サイトを活用して広く県民に提供する仕組みをつくりま

現状・課題（平成22年度末現在）

防災行政無線の再整備に併せて構築した防災情報システムにより、県機関、市町村（消防含む）、防災関係機関内で災害関連情報などの収集伝達を行っています。

現在、気象庁から送信される情報は、平成25年度に「カナ電文形式」が廃止となるため、平成25年度までに本県の受信システムを「XML電文形式」に変更する必要があります。

達成すべき成果 1

① 防災情報システムの構築

平成25年度までに、受信システムを「XML電文形式」に変更し、汎用的な技術で容易に情報を処理し、加工できるようになることや情報の高度化に対し柔軟に対応可能となることなど有効に処理・活用することにより、地震や災害などの緊急情報が迅速に市町村、防災関係機関、県民に届くシステムを構築します。

② 県民向けの情報提供

県民が必要とする生活の安全情報について、公開指針を策定し、県のホームページや携帯電話サイトなどを活用して広く県民向けの情報提供ができるようなシステムを構築します。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：D

- ・ 防災情報システム構想を検討しました。
- ・ 生活安全情報の公開指針を検討しました。

【課題】

- ・ 現在の防災情報システムを気象庁「XML電文形式」が受信できるよう改修を行う必要があります。
- ・ 改修にあたっては、併せて情報配信をよりきめ細かなものとして、利便性の向上を図るとともに配信登録設定、変更等を容易かつ柔軟なものとする必要があります。
- ・ 県民への情報伝達手段の多様化への対応及び市町村が発表する情報と重複し情報の氾濫とならないような調整が必要となります。

【成果・課題の要因】

- ・ 平成23年度において防災情報システム改修仕様を決定、委託契約を行い平成24年度末までに運用ができるよう改修を進めています。
- ・ 県民への情報伝達については、新たにマスメディアへの情報発信の統合を図る「公共情報コモンズ」が発表され、今後、携帯電話会社との連携計画も含まれていることから、動向を注視すると共に活用について検討が必要となりました。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2（数値等の目標）			
現状 （平成22年度末現在）	23年度	24年度	25年度
	「カナ電文形式の防災情報システムによる県機関、市町村（消防含む）、防災関係機関への災害関連情報などの収集伝達	目標値（太字・見え消し＝期間中修正）	
① 防災情報システム構想の検討 ② 公開指針の検討		① 防災情報システム開発 ② 公開指針の策定	① 防災情報システムの運用開始 ② 県民向けの防災情報提供
実績値（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）			
事務量削減及び財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
【C】			
	① 防災情報システム改修仕様決定、改修委託契約（H24年度末履行期限） ② 情報伝達手段の多様化に対する活用方法の検討		
工程（太字・見え消し＝期間中修正）			
23年度	24年度	25年度	
① 防災情報システム構想の検討	① 防災情報システム開発	① 防災情報システム運用開始	
② 公開指針の策定（公開内容、手法の検証）		② 県民向けの情報提供	
群馬県行政改革評価・実施委員会（第三者委員会）における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報に関する仕組みづくりであり、前倒しで迅速に運用開始に向け取り組むべき。 ・ 東日本大震災以来、防災意識が高まる中、進捗状況が芳しくないのは遺憾である。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 危機管理室			

(2) 行政情報の積極的な公開

繰り返し開示請求が行われる県の保有する情報で、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められるものについては、ホームページなどでの公表を進めていきます。

また、非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについて、新たに簡略化した手続を設け、迅速に提供できるようにします。

現状・課題（平成22年度末現在）

群馬県情報公開条例は、公文書の開示制度と並んで情報の公表及び情報の提供の拡充を図ることとしており、情報の公表や情報の提供について、県民の利便性向上・行政運営の効率化につながる新たな手法を実施するなど、一層の推進を行う必要があります。

達成すべき成果 1

① 繰り返し公文書開示請求が行われている公文書について、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められ、支障がないものはホームページなどで随時「情報の公表」を行います。

② 非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについては、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるようにします。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：B

① ホームページなどでの公表を進めた公文書については、「情報の公表」を継続して行いました。

平成23年度 ② 非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについては、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるよう「公文書提供制度」を検討しました。

【課題】

① 公文書開示請求の状況を継続的に点検し、状況に応じて所管課に公表の実施を働きかけていくことが必要です。

② どの公文書が「公文書提供制度」の対象となるのか、定期的に検討することが必要です。

【成果・課題の要因】

① 文書又は図画の電子化に係る技術的な制約等が課題として掲げられています。

② 非開示情報を含む公文書を提供しないようにする必要があります。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状	23年度	24年度	25年度
① 情報公開条例第4条第2項を受け、県民生活課から随時、所管所属へ「情報の公表」を提案 ② 手法なし	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表の推進 ② 新たな手法の検討	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表の推進 ② 新たな手法の実施	① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表の推進 ② 実施・見直し
実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)			
【B】			
① 公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表の推進 ② 新たな手法として「公文書提供制度」を検討 関連する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページによる情報公開の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」開設 (環境政策課) ○ 空間放射線量等 (環境保全課) ○ 病害虫・雑草防除指針公開、病害虫凶鑑の充実 (技術支援課) ○ 工事発注見通し、工事入札等情報の公開 (農村整備課) ○ 給与勧告掲載方法見直し (人事委員会事務局) ○ イベント情報の適宜更新 (ぐんま天文台) ○ 古物市場主一覧表の公表 ((警)生活安全企画課) ・ 開示請求対象文書の期限枠撤廃 ((警)広報広聴課) 			
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	—
	金額(千円)	—	—
	内容	—	—

工程 (太字・見え消し=期間中修正)		
23年度	24年度	25年度
<p>① 公文書開示請求の状況を点検し、繰り返し開示請求が行われている情報について、情報の公表で対応できないか精査した上で、情報の公開を推進する。</p>		
<p>② 新たな手法の検討</p>	<p>② 新たな手法の実施</p>	<p>② 実施・見直し</p>
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見		
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求と整合性を持つ制度運用が重要である。 ・ 非開示情報もあり公文書開示請求の状況点検が必要なので進捗状況がB評価となったのも理解できるが、計画達成に向けさらに取り組んでもらいたい。 ・ 点検においてホームページ開示対象可能文書数を明らかにし、それに対する開示率を数値目標として掲げてはどうか。 ・ 県ホームページ自体のトップページをよりわかりやすくする必要がある。 	
平成24年度		
平成25年度		
担当所属 県民生活課、各所属		

(3) 公社・事業団に関する情報公開の推進

県が出資している公社・事業団などに関する情報について、情報公開に係るガイドラインを策定し、情報公開を進めます。

また、県と公社・事業団などとの関係をより透明化するため、契約などに関する情報を公開します。

現状・課題（平成22年度末現在）

県が出資している公社・事業団などについては、財務状況の議会報告などを、法定の報告対象である1/2以上出資法人から1/4以上出資法人まで拡げ、県の公社・事業団などに対する関与に係る公開を行ってきましたが、随意契約の状況の公開など更なる透明性の向上が求められています。

達成すべき成果 1

新行政改革大綱策定後、すみやかに情報公開に係るガイドラインを策定し、ガイドラインに従い随意契約や指定管理状況などの情報の公開を平成23年度中に開始します。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：B

- 「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」を一部改正し、公社・事業団等とのすべての随意契約の内容について、9月議会において所管の常任委員会へ報告した後に、ホームページへの掲載を行いました。

【課題】

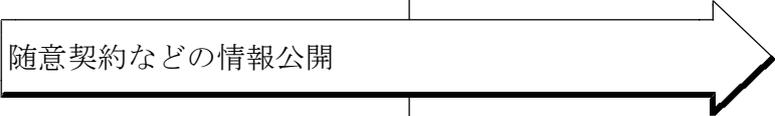
- 公社・事業団等に係る随意契約の内容の公表については概ね達成しましたが、情報公開審議会において、公表の対象を公社・事業団に限らずさらに拡大すべきとの議論がありました。

【成果・課題の要因】

- 公社・事業団等に係る随意契約の内容の公表に係る事務を、地方自治法第243条の3により行っている議会への経営状況報告の事務と併せて行うことで、業務量の増加を最少限にしました。
- 群馬県の情報公開制度の中に位置づけるため、独自のガイドラインを策定するのではなく、「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」に規定しました。
- 随意契約の公表範囲を公社・事業団等に限らずすべての随意契約に拡大することは、業務量が大幅に増加することから、費用対効果の観点も踏まえた慎重な検討が必要です。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2（数値等の目標）			
現状 （平成22年度末現在）	23年度	24年度	25年度
	目標値（太字・見え消し＝期間中修正）		
○ 県は、県の公社・事業団などに対する、人的・財政的関与について、毎年公開 ○ 各公社・事業団などは、財務諸表など独自に公開	・ ガイドライン策定 ・ 随意契約などの情報公開開始	・ 随意契約などの情報公開	・ 随意契約などの情報公開
	実績値（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）		
	【A】 ・ 「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」の改正により対応 ・ 公社・事業団等との随意契約の内容について、議会報告及びホームページ掲載		
事務量削減及び財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程（太字・見え消し＝期間中修正）			
23年度	24年度	25年度	
			
群馬県行政改革評価・実施委員会（第三者委員会）における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組実績が目標値を達成しており評価できる。 情報公開自体が県民に知られていない。また、公社・事業団への補助金は多額であり、情報公開するだけでなく、改革5（5）の公社・事業団改革を進めるべき。 随意契約の状況の公開については、社会的ニーズであり、金額の大きな随意契約については公開するなど、前向きに対応してもらいたい。 この取組によって勤労者の労働条件の低下を招かないよう指導を徹底する必要がある。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属（総）総務課、各所管所属			

(1) 国・県・市町村の役割分担を踏まえた権限移譲などの推進

県民に身近な業務は県民に最も身近な自治体である市町村が担い、県は市町村を補完する広域的な業務などを担うことを原則として、県から市町村へ権限の移譲を進めます。

また、政府の「地域主権戦略大綱」により進められる事務・権限の移譲などの改革が、真に県民にとってプラスに働くよう、庁内の体制を整備するなど着実に準備を進めます。

現状・課題（平成22年度末現在）

新ぐんま権限移譲推進プラン（平成20年3月～）に基づき権限移譲を推進しています。

平成22年10月1日現在、50法令等639事項を移譲していますが、市町村のまちづくりなどに資し、住民が利便性向上などを実感できる、包括的な権限移譲は進んでおらず、新たな権限移譲手法の実施により推進することが求められています。

また、平成22年6月に、政府は今後2～3年間の改革の方針を盛り込んだ「地域主権戦略大綱」を策定し、i 義務付け・枠付けの見直し、ii 基礎自治体への権限移譲、iii 国の出先機関の原則廃止、iv ひも付き補助金の一括交付金化などの工程を示し、平成22年12月には国の出先機関の原則廃止に向けて、「アクション・プラン」を閣議決定しました。

政府の「地域主権戦略大綱」による改革は、県民や県・市町村にも大きな影響があることから、その動向を注視し、県としても積極的に県民等に情報発信を行うとともに、庁内の体制を整備する必要があります。

達成すべき成果 1

① 平成22年度中に策定する推進計画に基づき、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会などにおいて市町村と協議・調整を行い、理解と連携を図りながら権限移譲を推進します。

新たな権限移譲手法により、複数の事務権限を包括的に移譲することで、市町村の行政権限を拡大し、住民が実感できる地域完結型行政の実現を推進します。

また、円滑な権限移譲に資するよう現行の交付金制度を見直します。

②ア 国の出先機関の事務・権限の受入を検討します。

イ 義務付け・枠付けの見直しに関し、条例委任された事務について、県の実情に合った基準を制定します。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度

【成果】評価：C

- ・ 「新ぐんま権限移譲推進プラン」を改訂し、3つの達成すべき目標と手法を導入しました。
- ・ 新規移譲：重点移譲事務95事務市町村のうち13、包括移譲事務514事務市町村のうち57。
- ・ 第1次・第2次一括法への各所管課の対応のよりどころとなる対応方針を策定しました。
- ・ 県における新たな基準の制定：制定が必要な33本のうち8本。
- ・ 関東地方知事会「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」において、関東地方における広域での受け皿について検討を行い、検討結果を踏まえ、国の出先機関の廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、国へ提言を行いました。

【課題】

- ・ 「重点移譲事務」及び「包括移譲事務」の移譲に向けた更なる積極的な取組が必要です。
- ・ 「義務付け・枠付けの見直し」について、国の政省令基準と違う独自基準を制定したものはなかったことから、県の実情にあった基準を積極的に検討する必要があります。
- ・ 政府の地域主権戦略会議「アクションプラン推進委員会」（H24.3.16開催）において、国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度が示されましたが、出先機関の受け皿を地方自治法に定める広域連合に限定しているなど、関東地方知事会の提言と異なる内容となっています。

【成果・課題の要因】

- ・ 「権限移譲」や「義務付け・枠付けの見直し」について、それぞれプランや対応方針を策定しましたが、その趣旨が関係所属に十分に浸透していませんでした。
- ・ 関東地方に関連する出先機関について、事務の仕分けを行い、地方移管に当たっての課題を整理し、広域的实施体制の検討を行いました。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)

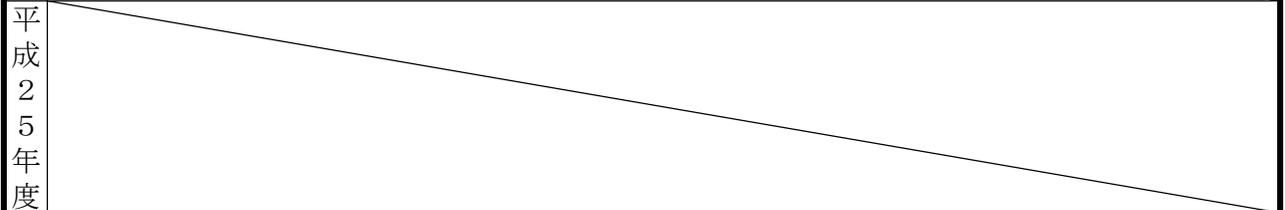
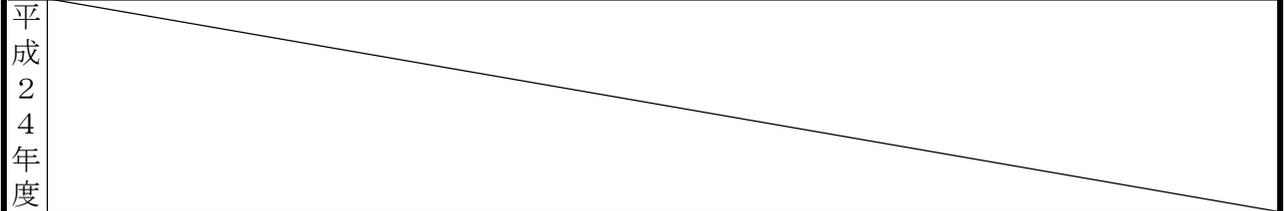
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
① 平成22年10月1日現在、50法令等639事項を移譲 ②ア 国の出先機関で実施 イ 国が法令等で定めた基準に従い、事務を実施	① 新たな手法の導入 ②ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 イ 基準の検討・制定	① 新たな手法による権限移譲の実施 ②ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 イ 基準の検討・制定	① 新たな手法による権限移譲の実現 ②ア 事務・権限の受入・体制整備の検討 イ 基準の検討・制定
	実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)		
	【B】 ① 権限移譲推進プランを改訂。H24.4.1現在、50法令等684事項を移譲 ②ア 関東地方知事会において国の出先機関廃止に関し、広域での受け皿について検討 イ 8本を制定		
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	

工程 (太字・見え消し=期間中修正)

23年度	24年度	25年度
① 新たな手法の導入	① 権限移譲の実施	① 権限移譲の実現
②ア 国の出先機関の事務・権限の受入・体制整備の検討 ②イ 条例委任された事務について基準の検討・制定		

群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見

平成 2 3 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容は評価できる。今後も市町村の住民が利便性向上等を実感できる地域完結型行政の実現に向け取り組み、県の実情にあった基準を積極的に検討してもらいたい。 ・基礎自治体への権限移譲、受け皿体制づくりは、地方自治制度の根幹であり着実に進めてもらいたい。 ・メリハリのある取組を行い、思い切った改革を進めることが必要である。 ・義務付け・枠付けの見直しに伴い定めた基準は適切なものになっているのか。
------------------------	--



担当所属 (総)総務課、総合政策室

(2) 市町村行財政体制整備のための支援の充実

県と市町村とのパートナーシップを強化し県民サービスを充実するため、人事交流、市町村職員研修や行財政診断などにより市町村の支援をさらに充実させます。

現状・課題（平成22年度末現在）

地方分権改革が進む中、住民に身近な基礎自治体である市町村の果たすべき役割は、ますます大きくなります。市町村が、地方分権改革の担い手として、継続して安定した住民サービスを提供するためには、職員の資質向上や行財政体制の強化をすることが不可欠です。

市町村の行財政体制強化の取組は、自主・自律的に進めることが基本ですが、市町村の取組が円滑かつ効果的に行われるよう広域的な自治体である県が支援することが求められています。

達成すべき成果 1

全市町村が、安定した行財政運営を継続し、充実した住民サービスの提供がなし得るよう、以下の取組を実施します。

- ① 市町村職員の資質向上
 - ア 県と市町村との人事交流の実施（中核市移行支援など）
 - イ 市町村職員を対象とした職員研修の充実

② 行財政体制の強化のための支援

市町村の実情に応じて、市町村の行財政運営の現状を実地に診断し助言する行財政診断の実施により、各市町村の健全な行財政運営継続の一助とします。

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度

【成果】評価：B

- ①ア 県と市町村との人事交流や市町村の要請に応じて中核市移行支援をはじめとした専門知識を要する業務への人的支援を積極的に実施しました。高崎市の中核市移行終了により総数は減少しましたが、それ以外の受入れ人数は増加しました。（人事課、市町村課）
- イ 新たに4つの科目を創設するとともに、類似研修の整理、実態に即した研修名への変更を行い、効果的で分かり易い研修体系としました。また、遠方からの参加者に配慮し、サテライト会場での研修を実施しました。（自治研修センター）
- ② 税務事務診断、土地開発公社巡回調査など、行財政の体制強化のための支援を行いました。（市町村課）

【課題】

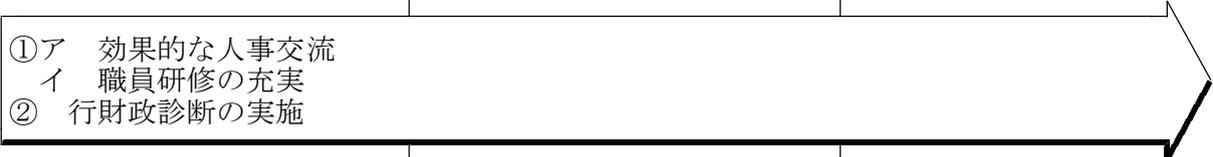
- ①ア 集中改革プランによる職員定数削減等により、市町村から県への派遣に消極的な団体もありますが、今後も、目的意識を明確にした上で、市町村の実情に応じ、相互交流を積極的に推進していく必要があります。
- イ 研修参加者の増加を図る必要があります。
- ② 適時適切に支援が行えるよう、市町村と常に情報を共有しておくことが必要です。

【成果・課題の要因】

- ①ア
 - ・ 市町村との人事交流の窓口を市町村課へ一元化するなど、簡素でわかりやすい人事交流制度に見直しました。
 - ・ 市町村の人事担当者を訪問し、人事交流の趣旨や県庁各所属の業務内容等について説明し、より多くの市町村との人事交流に努めました。
- イ
 - ・ 平成22年度に実施したニーズ調査に基づいて研修体系を見直しました。
 - ・ 研修への参加のしやすさ、ニーズについて引き続き検討する必要があります。
- ② 各種調査の提出時などの機会に、市町村の行財政運営について情報交換に努めました。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
①ア 人事交流の実施 ・ 業務支援 14人 ・ 中核市移行支援 19人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 66人 (うち中核市関係37人) (H22年度) イ 自治研修センター研修の市町村職員修了者 922人 (H21年度) (定員の65.0%) ② 市町村行財政診断 総合診断2件 個別診断8件(H22年度)	①ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 1,000人 (定員の70%) ② 市町村の実情に応じ実施し適切な助言を行う。	①ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 定員の75% ② 市町村の実情に応じ実施し適切な助言を行う。	①ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施 イ 定員の80% ② 市町村の実情に応じ実施し適切な助言を行う。
	実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)		
	【A】		
	①ア 人事交流の実施 ・ 業務支援 14人 ・ 中核市移行支援 21人 ・ 実務研修 県→市町村 4人 市町村→県 34人 (うち中核市関係2人) イ 1,134人 (定員の74.3%) ② 個別診断9件		
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> ①ア 効果的な人事交流 イ 職員研修の充実 ② 行財政診断の実施 </div> 			
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	・人材育成からも積極的な人事交流を増やすべきである。 ・目標以上の実績もあり評価できる。 ・「成果があり」、「達成」と評価しているが、具体的に何をもって判断したのかが不明確である。		
平成24年度	/		
平成25年度	/		
担当所属 市町村課、人事課、自治研修センター			

(3) 近隣都県との広域連携

防災、観光など、広域的に取り組むことにより県民サービスの充実が図れる事業については、積極的に都県の境を越えて連携した取組を実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

防災、観光をはじめとした県境を越えた広域的な課題については、近隣都県との連携により取り組むことが、行政改革や地方分権改革における戦略的な取組として有効であり、北関東磐越5県（福島・茨城・栃木・群馬・新潟）、群馬・埼玉・新潟3県、関東地方知事会（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・静岡・長野）などの枠組により、近県との連携を強化して対応していく必要があります。

達成すべき成果 1

次のような都県の枠組により、以下の行政課題を検討していきます。

- ① 北関東磐越5県
広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携、人事交流面での連携、子育て家庭への支援サービス、戸別所得補償制度、野生鳥獣による農作物などへの被害対策など
- ② 群馬・埼玉・新潟3県
観光、産業振興、防災協力体制、次世代自動車に関することなど
- ③ 関東地方知事会
国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の地方への移譲の促進

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：C

- ① 北関東磐越五県知事会議での協議事項である農産物の販路拡大に向けた取組などの連携事業を実施しました。（総合政策室）
- ② 第3回三県（群馬県、埼玉県、新潟県）知事会議を開催し、第2回会議までの検討結果を踏まえた意見交換を行い、更に連携を進めることで合意しました。引き続き、分野別に検討・研究を行っていきます。（総合政策室）
- ③ 関東地方知事会「国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会」において、国の出先機関廃止に関し、関東地方における広域での受け皿について検討を行いました。また、検討結果を踏まえ、国の出先機関の廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、国へ提言を行いました。（総務課、総合政策室）

【課題】

- ①、② 県境を越える課題の解決や施策の推進を図るためには、本県だけの対応では限りがあるため、近隣都県との連携を強化し対応する必要があります。
- ③ 国の出先機関廃止に係る広域的な事務の実施体制については、国において検討が進められており、動向を注視する必要があります。

【成果・課題の要因】

- ・ 各知事会での活動を通じ、広域的な課題への対応や国への要請など、近隣都県と連携した取組を実施しました。
- ・ 県政のより一層の推進を図るためには、今後も近隣都県との綿密な連携を構築・強化していく必要があります。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2（数値等の目標）			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
		目標値（太字・見え消し＝期間中修正）	
① 子育て家庭優待カード事業や車いす利用者用駐車施設利用証の相互利用など ② 連携についての共同宣言（H22.7） ③ 広域連携のための協議会を設置（H22.12）	① 広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ② 観光、産業振興など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 ④ 国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。		
	③ 国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。		
	実績値（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手） 【B】 ① 各個別テーマにおける連携事業の実施 ② 更に連携を進めることで合意 ③ 広域連携のための協議会における検討及び国への提言 関連する取組 ・ 関東地方大気環境対策推進連絡会、関東地区地盤沈下調査測量協議会への参画（環境保全課） ・ 北関東磐越5県連携による食と観光フェスタ実施（蚕糸園芸課）		
事務量削減及び財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
内容	—		
工程（太字・見え消し＝期間中修正）			
23年度	24年度	25年度	
① 北関東磐越5県：「具体的な連携」の推進 ② 群馬・埼玉・新潟3県：「具体的な連携」の推進 ④ 関東地方知事会：国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加			
③ 関東地方知事会：国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加			

群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見

平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣県との連携を強化し、無駄な設備の削減に努めるとともに、東日本大震災を教訓とした人材交流を進めることが重要である。 ・広域連携について、観光面はもとより防災協力体制の強化など具体的な連携の推進に積極的に取り組んで計画達成を目指してもらいたい。 ・プロジェクト別での推進だけでなく、道州制も見据えて、包括的な連携の枠組みがあってもいいのではないか。 ・連携した取り組みの内容をもっと具体的に示すべき。
----------------	--

平成 24 年度	
----------------	--

平成 25 年度	
----------------	--

担当所属 総合政策室、(総)総務課、各所属

(1) 公の施設のあり方検討

公の施設について、社会や時代の変化を踏まえ、施設の必要性、有効活用の手法、費用節減、指定管理者制度の導入の可否などについて原則3年ごとに見直します。

現状・課題（平成22年度末現在）

これまでも、指定管理者制度の適用（平成18年度～）や民間委員からなる「公共施設のあり方検討委員会」での検討（平成20年3月～21年11月。管理費が多額であるなどの15施設対象）などにより見直しを行い、管理運営を効率化しつつサービス向上に努めてきました。

平成22年度から、すべての施設について、定期的に、情勢の変化を踏まえて施設のあり方から検討を行うこととしたところであり、引き続き効率的、効果的な管理運営を図ります。

達成すべき成果1

すべての公の施設について、定期的に施設の存廃を含めたあり方から検討を行います。県の施設としての必要性が薄れた施設は廃止又は移管し、指定管理者制度適用や地方独立行政法人化により管理運営の効率化、効果的なサービス提供が期待できる施設は管理運営方法を見直します。

- ① 指定管理者制度を適用している施設 各指定期間満了の前年度
- ② その他の施設 3年ごと

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度	<p>【成果】評価：B</p> <p>① 指定管理者制度を適用している施設のうち平成24年度に指定期間が満了する群馬県精神障害者援護寮及び群馬の森について、引き続き指定管理者制度を適用していくこととしました。</p> <p>② 直営52施設について「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」を策定し、(1) 指定管理者制度適用等の可否について具体的な検討を進める施設（4施設）、(2) 現在の管理体制を継続するが、指定管理者制度適用に関する調査・検証を実施する施設（16施設）、(3) 現在の管理体制を継続する施設（32施設）としました。</p> <p>【課題】</p> <p>① 複数応募による競争の確保</p> <p>② 現在の管理体制を維持する施設とされた以外の20施設についてのフォローアップ</p> <p>【成果・課題の要因】</p> <p>① 応募団体が全般的に少なくなってきました。</p> <p>② 群馬県において直営施設から指定管理者制度が導入されたのは、群馬県精神障害者援護寮の1施設に留まっていることから、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設について調査し、メリット・デメリットを明らかにし、直営と指定管理者制度適用のどちらが優位か費用対効果を含め比較することとしました。</p>
	<p>平成24年度</p>
<p>平成25年度</p>	

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	① 指定期間満了前年度検討 (H21年度～) ② その他全施設検討(H22)	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)	
① 2施設		① 2 0 19 施設	① 2 6 6 11 施設
実績値 (A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手)			
【B】			
① 指定管理者制度適用2施設			
② 直営52施設 (H22年度からの継続検討)			
関連する取組			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立都市公園における利用料金制度導入 (都市計画課) ・ 公共施設のあり方検討委員会の答申を踏まえた管理運営の見直し (11施設) ・ 行政改革評価・推進委員会によるあり方検討委員会答申後の取組検証 			
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
① 指定期間満了施設の検討	① 指定期間満了施設の検討	① 指定期間満了施設のあり方検討	
② 指定管理者制度非適用の全施設の検討		② 指定管理者制度非適用の全施設の検討	
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果などを含め難しい面があるが、一定の効果があり制度が適用されている施設があるのだから、具体的な検討を進める4施設も今後何らかの進展を期待したい。 ・ 赤字でも必要な県施設は残す等、メリハリある施策の展開が必要である。 ・ 指定期間満了の前年度に検討することは良いと思うが、年度によって検討する施設数が異なる。検討施設数が多いときの効率的な検討方法が求められる。 ・ 実施が後ろ倒しになってしまった。24年度からはしっかり実施してもらいたい。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 (総)総務課、各所属			

(2) 民間ノウハウなどを活用した事業の推進

民間の資金や経営手法、技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備して事業コストの削減を図るPFI事業などに関するガイドラインを策定し、一定の大規模施設整備については、通常手法とPFI事業などによる場合との比較検討を行い、効果が認められた場合には導入を検討します。

また、公共施設の設備の更新などにおいて、民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用し、維持管理コストの削減や温室効果ガス排出削減を図る手法についても検討・実施します。

現状・課題（平成22年度末現在）

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定（平成11年7月）されてから平成22年10月までに、全国で実施されているPFI事業は375事業（うち地方公共団体が事業主体のものは278事業、内閣府ホームページ）となっており、課題が指摘されながらも、その有効性について広く認められているところです。

一定の大規模施設の整備・改修が行われる場合に備え、ガイドラインを策定するとともに、可能性調査の実施などにより効果が認められるものについては事業化していく必要があります。

達成すべき成果1

- ① ガイドラインの策定
PFI事業に限らず、民間の資金、経営手法などを活用した手法について掲載します。
- ② PFI事業（定期借地権活用などの公民連携事業を含む。）の事業化

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：C

- ① ガイドラインは策定が遅れ、平成24年度に持ち越しになりました。
- ② 学生寮上毛学舎再整備事業について、民間活力導入により県や(財)群馬県育成会の追加的な負担なく実現できることが可能性調査により認められたため、代替地における公民連携事業手法による建替再整備を目指すこととしました。

【課題】

- ① ガイドライン策定に留まらず、具体的な施設への適用可能性についての検討が必要です。
- ② 事業化に係る前提条件の確保（財団、県の追加負担なし、定員200名以上、月額寮費20～30千円以下等）が必要です。

【成果・課題の要因】

- ① 平成23年度は震災の影響等により、個別事業の調査や検討等は実施できませんでした。
- ② 現有地における建替再整備の場合は、前提条件の確保（定員200名以上、月額寮費20～30千円以下）が困難であること、土地の資産価値の著しい低下が不可避であることから、代替地における建替整備を優先して検討する必要があります。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2（数値等の目標）			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
① 検討 ② PFI事業 0件	① 策定 ② 可能性調査	① 策定 ② 対象施設などがあつた場合事業化	② 対象施設などがあつた場合事業化
	実績値 (A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手)		
	【B】 ① 策定まで至らなかった。 ② 学生寮上毛学舎再整備事業について、可能性調査を実施し、民間活力導入の効果が認められた。 関連する取組 ・ フロン類回収対策に係る業界団体と連携した啓発指導事業の推進（環境保全課）		
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
① ガイドライン策定	① ガイドライン策定		
② 可能性調査	② 事業化 (定期借地権活用などの公民連携事業を含む。)		
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に進める姿勢を県民にもっと見せるべきである。 課題の指摘もあるが有効性が認められているPFI事業の検討に入ったことはよいことである。上毛学舎再整備事業の可能性調査実施は、今後の事業化につながって行けばよい。 ガイドライン有りきにならないように、可能性調査や実施の事例を増やしてから、また他県の事例を多く研究してから、ガイドラインを策定する方が良いと考える。 実施が後ろ倒しになっており、実施できない理由の後付け作成に走らないでほしい。 引き続き新たな事業の実施可能性について検討をしてほしい。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 (総)総務課、各所属			

(3) 市場化テストの活用

公の施設の管理などについて、県と民間とが運営方法や経費をそれぞれ提案し、どちらが効率的にできるかを競う市場化テストをモデル的に実施し、効果が認められた場合には導入を検討します。

現状・課題（平成22年度末現在）

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）が平成18年に施行され、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務次官通知）に「市場化テストの積極的な活用」について明記されていますが、現在のところ群馬県での市場化テストの実績はありません。

達成すべき成果1

- ① 推進期間中にモデル事業の実施・検証を行うべく対象の選定を進めます。
- ② 県直営の公の施設に指定管理者制度を適用するに当たり、民間市場の成熟度や民間による管理運営の的確性を確認する必要があると判断した場合に、市場化テストの手法を用いて、県民サービスの一層の向上につながる管理運営方法を選択します。
- ③ 上記の取組によっても適当なモデル事業が選定できない場合は、民間からの提案に基づき対象を選定する方法などについて検討をしていきます。

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度

【成果】評価：D

- ・ 平成23年度に「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」を策定し、群馬会館について、以下の調査等を行い、指定管理者制度を導入した場合と県直営の場合のどちらが効率的・効果的な運営ができるか、平成24年度に比較検討をすることとしました。

- (1) 県内事業者の参入意向等調査
- (2) 他県等の指定管理者を導入している類似施設についての調査

- ・ ぐんま男女共同参画センターほか15施設については、平成26年度までに、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設について調査し、メリット・デメリットを明らかにすることとしました。

【課題】

- ・ 手続きが煩雑であり、その手続きを実施する費用対効果が不明であることが課題です。

【成果・課題の要因】

- ・ 現時点で、費用対効果が見込めるような事業がないことから、「県が直接管理運営している施設等のあり方検討を受けた方針」に基づき、他県等の指定管理者制度を導入している複数の類似施設との間でサービス面、費用等に係る簡易な公民比較を進めることとしました。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2（数値等の目標）			
現状 （平成22年度末現在）	23年度	24年度	25年度
市場化テスト実施件数 0件	目標値（太字・見え消し＝期間中修正）		
	推進期間中にモデル事業1件を実施して検証の上、今後の行政改革に資する取組か否かを検証します。		
	実績値（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）		
	【C】 一部の直営施設について、直営と指定管理者制度導入した場合の比較を実施する方針を策定		
事務量削減及び 財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程（太字・見え消し＝期間中修正）			
23年度	24年度	25年度	
④ 対象事業選定、実施要領の作成	① モデル事業の実施 検証対象事業選定、実施要領の作成		
② 指定管理者の選定に適用することの検討、実施			
	⑤ 民間提案型手法の検討		
群馬県行政改革評価・実施委員会（第三者委員会）における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 理想的だが現実が伴っておらず、手続きも煩雑で実績もない。制度導入の可否の検討にとどまっており、後向きの姿勢を感じる 23年度の取組は、公の施設のあり方検討で行っていることと同じではないか。 「課題」に記載されている事項は現時点での課題には当たらない。モデル実施後に課題が設定されるはず。実績値の評価は「D」が適当である。工程の修正等、取組がかなり後退している。 実施が後ろ倒しになっており、実施できない理由の後付け作成に走らないでほしい。 民間提案型手法は①、②の実施が前提となっているが、①、②の取組に関係なく実施してはどうか。 県職員が直接行うべきかを整理した上でメリハリのある市場化テストを検討すべき。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属（総）総務課、各所属			

(4) 協働事業の推進

様々な行政分野において、「新たな公」の担い手として期待されるNPOなどとの協働事業を推進し、より効果的な事業の執行を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

時代の変化とともに社会的ニーズが多様化し、公共サービスの提供は、行政だけでなく多様な主体が担うことで、より効果的な提供が可能となっており、また、県民の社会貢献意識が高まり、多様な主体による活動も活発化しています。

そこで、よりよい公共サービスを提供するため、「新たな公」（行政機関だけでなく、NPOや市民、企業など多様な主体が支える公共的な役割や仕組み）の担い手として期待されるNPOなどとの協働や連携の推進が求められています。

達成すべき成果1

「協働」は、今後の地域社会を考える上での重要な概念・手段であり、以下のとおりNPOと行政との協働に関する指針（平成20年2月）における「協働推進のための環境整備」に沿った環境整備を図ります。

- ① NPO協働提案パイロット事業の拡充、協働事業報告会など事後検証のための仕組み（ふりかえり）の充実、パートナー育成に向けた取組の充実
- ② 協働の理解促進のための県・市町村職員研修の実施、県・市町村間の連携強化

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度

【成果】評価：B

- ・ NPO協働提案パイロット事業により、「安全・安心な地域づくり」や「環境保護」といった社会問題の解決に向けて、効果的な協働事業を実施することができました。
- ・ 協働事業報告会では、行政、NPOがそれぞれの立場で協働・連携・相乗効果などの事業検証を行うことができました。
- ・ 「群馬県非営利団体の活動支援基金を活用したNPO等活動支援事業」、「市民力養成講座」、「地域連携セミナー」を実施し、協働のパートナーであるNPOの育成に努めました。
- ・ 「協働に関する県・市町村職員研修」を実施し、協働理解を促進しました。
- ・ 「市民活動支援スタッフ情報交換会」、「中間支援組織提案型支援力強化事業」、「地域連携セミナー」を実施し、県・市町村間の連携強化を図ることができました。
- ・ 県全体としては、様々な分野において行政（県・市町村）とNPOなどとの協働や連携の推進を図ることができました。

【課題】

- ・ 研修等への県・市町村職員の参加が少ないため、参加促進を図る効果的な取組を検討する必要があります。

【成果・課題の要因】

- ・ 県民の社会貢献等についての関心が非常に高く、協働事業を効果的に実施することができましたが、県や市町村の職員の協働や連携についての関心が比較的低いため、研修等への参加者も少ない状況があります。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
① NPO・ボランティアとの協働の取組(県事業) 92事業(H22年度) ② NPOと行政との協働推進会議 2回開催 県・市町村職員向け研修 1回開催(H21年度)	① 100事業	① 105 事業 115事業	① 110 事業 120事業
	② 継続して実施	② 継続して実施	② 継続して実施
実績値 (A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手)			
【A】			
	① 111事業 ② 協働推進会議 2回開催 職員向け研修 1回開催		
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
	23年度	24年度	25年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ① NPO協働提案パイロット事業の実施、NPO・ボランティアとの協働の拡大 ② 県・市町村職員研修の実施、協働プラットフォーム意見交換会の実施 </div>			
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業の実績は目標値以上となったが、県民の社会貢献等の意識の高さに比べ県市町村の職員の関心の低さが指摘されている。積極的な取組を継続してもらいたい。 NPO等との協働事業がこんなにも多くあることが県民に知られておらず、効果の報告が不足している。県ホームページの「NPOと県との協働」のカテゴリにも「NPO協働提案パイロット事業」で実施した数事業しか掲載されていない。 特に防災時等には地域のNPOやボランティア団体との連携が必要であり、他県の事例等を分析し進めることが重要である。 「成果があり」と評価しているが、具体的なアウトカムを測定した上での判断なのかが不明確である。 		
平成24年度	/		
平成25年度	/		
担当所属 NPO・多文化共生推進課			

(5) 公社・事業団改革

県が出資している公社・事業団などについて、各団体の自立を促し、県の人的・財政的関与を縮小することを基本として、団体数の縮小を含めた改革を引き続き行います。

現状・課題（平成22年度末現在）

公社・事業団などは、県の出資比率が25%以上で、県行政と密接に関連している団体であり、公益的な事業を県に代わって実施するなど、県行政を補完する役割を果たしています。

このうち、社会情勢の変化などにより設立当初の目的を達成したと思われる団体や、経営状況が悪化し、持続的な経営ができない状況に陥っている団体については、解散を含め、そのあり方を見直すとともに、その他の団体についても、自立的な運営を促し、県の関与をできるだけ縮小していく必要があります。

達成すべき成果1

- ① 平成22年度に策定した「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、各団体のあり方の見直し及び県の人的・財政的関与の縮小を行います。
- ② 各団体の財務状況などについて定期的に調査を実施し、安定した経営ができるよう、事務・事業の見直しや財政基盤の強化などについて指導・助言を行います。

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度

【成果】評価：B

・ 県の人的関与の状況

○ 常勤役員：H22 県派遣0人、県OB24人 → H23 県派遣0人、県OB22人

○ 常勤職員：H22 県派遣28人、県OB21人 → H23 県派遣13人、県OB18人

※ 公社・事業団への県職員の派遣を削減しました。（人事課）

・ 県の財政的関与の状況

平成22年度当初予算額4,384,733千円→平成23年度当初予算額4,380,004千円

※ 予算査定において県の財政的関与のチェックを行いました。また、県が出資している団体に調査を実施し、経営状況を把握しました。（財政課）

・ 団体数：平成23年度当初 28団体 → 平成24年度当初 27団体

【課題】

・ 各団体の状況を個別に考慮しながら、さらなる職員引き上げを検討する必要があります。

・ 引き続き県の財政的関与の縮小を図っていく必要があります。

・ 財務状況等の正確な把握が課題です。

【成果・課題の要因】

・ 「公社・事業団等の見直し方針」に基づく、人的関与の見直しを進めた結果、大幅な減少となりました。

・ 公社・事業団の中には、県の財政的関与を前提として経営している団体があることから、引き続き予算査定において、各団体の財務状況・活動状況を十分に検討し、県の財政的関与について見直しを行うことが必要です。

・ 平成23年度包括外部監査で損失補償を行っている場合は、「多額の県民負担が発生しないよう常に業績等の管理を行い、適時に対応措置をとることが望まれる。」との意見が出されました。

・ 団体数の減は、(財)群馬県公園緑地協会の解散によるものです。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
①ア 公社・事業団数30団体 (H23年3月31現在) イ 人的・財政的関与縮小に取り組んでいる。 ② 毎年度、全団体に定期調査を実施している。	①ア H25年度末までに26団体 イ 関与縮小を実施 ② 全団体に調査を実施		
	実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)		
	【A】 ①ア 27団体 (H24年4月1日現在) イ 職員派遣数15人削減 (28人→13人) ② 調査実施		
	関連する取組 ・ 尾瀬保護財団への人的・財政的関与のあり方の検討 (尾瀬保護推進室) ・ 群馬県農業公社の抜本的な改革 (農政課) ・ 所管出資法人(群馬県馬事公苑)に対する定期的調査 (畜産課)		
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年) ▲15人 金額(千円) ▲406,519千円		
	内容 ・ 県派遣縮小に係る人件費124,500千円 ・ (財)前橋勤労者総合福祉振興協会解散に伴う寄付35,000千円 ・ (財)群馬県企業公社解散に伴う寄付金247,019千円		
	工程 (太字・見え消し=期間中修正)		
	23年度	24年度	25年度
	①ア あり方の見直し イ 人的・財政的関与の縮小を実施		
	② 全団体に定期調査を実施、安定した経営ができるよう指導・助言		
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	・ 人的関与の見直しについて大きな実績が得られた。 ・ 財政的関与額の削減は進んでいない。 ・ 公社・事業団の働き方(必要性、効率化)こそ厳格にチェックすべき。 ・ 各団体に自立を促すとともに、必要な公社・事業団は必要性を明確にし残すことも重要である。		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 (総)総務課、人事課、財政課、各所管所属			

(1) 事務・事業の仕分け

事業のあり方や予算の執行方法、仕事の仕方について、職員と学識経験者などが部局横断的に議論し点検する、事務・事業の仕分けを活用することにより、継続的に見直し、業務の効率化を図ります。

現状・課題（平成 22 年度末現在）

行財政改革を着実に推進し、限られた資源を県民サービスの向上のために最も効果的に配分することを目的として、職員及び学識経験者が、自己の属する部局に限らず、事務・事業のあり方について提案・検討し、改善などの判定を行う「事務・事業仕分け検討会」を平成 22 年度に実施しました。

通常の予算編成作業に加えて、部局横断的に限られた数の事務・事業を対象として取り組むことは効果的であることが判明した一方、対象事業の選定、判定者、公開の可否など改善すべき課題もあり、見直した上でより効果的な手法で実施していく必要があります。

達成すべき成果 1

次の事項などについて見直しを行い、平成 23 年度は、30 程度の事務・事業について継続して実施します。（ ）内は平成 22 年度の手法です。

- ア 対象事業の選定方法（職員から提出） イ 実施時期（10・11月）
- ウ 判定者（学識経験者 6 名、職員 15 名） エ 公開の可否（非公開）
- オ 検討と判定の実施時期（別の日時に実施） など

「達成すべき成果 1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：B

- ・ 対象事業を全職員から募集し、課題の掘り起こしに努めました。
- ・ 判定会を公開で行い、透明性を高めました。
- ・ 委員会の名称を「事務・事業見直し委員会」と改め、多角的な視点から事務事業を見直していくために実施するものであり、平成 21 年度に国で行われた事業仕分けとは目的が異なることを明確にしました。

【課題】

- ・ 対象事業の選定について、外部委員の意見をより反映させる仕組みを検討する必要があります。

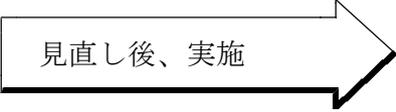
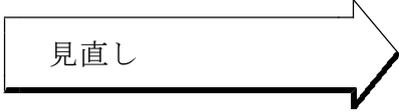
【成果・課題の要因】

- ・ 庁内委員と外部委員との議論、公開の場での担当職員による事業の必要性などの説明、外部委員との質疑を通じて、県民目線で考えることについて職員の意識改革が図られました。

平成 23 年度

平成 24 年度

平成 25 年度

達成すべき成果2（数値等の目標）			
現状 （平成22年度末現在）	23年度	24年度	25年度
○ 仕分け件数 27事務・事業	目標値（太字・見え消し＝期間中修正）		
	・ 手法の見直し （5月末まで） ・ 対象 30事務・事業	・ 手法の見直し	・ 手法の見直し
	実績値（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）		
	【B】 ・ 選定及び公開等 の手法見直し（9月） ・ 対象 21事務・事業		
事務量削減及び 財政的効果（見込） ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	▲16,884千円	
	内 容	・ 判定結果を踏まえた事業 の見直し額	
工程（太字・見え消し＝期間中修正）			
23年度	24年度	25年度	
			
群馬県行政改革評価・実施委員会（第三者委員会）における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕分け対象事業を職員公募で応募した点等は評価できる。対象事業の選定は、外部有識者の意見等を反映させることも必要である。 ・ 多角的視点から見直し、外部委員の県民目線と職員の意識改革で更に一步前進した考えで取組んでもらいたい。 ・ 公開実施は評価できるが、特に外部委員の事前準備時間の確保や開催日程の余裕が十分でなかった。 ・ 対象となった事業の中には、外部委員に聞くまでもない事業があり、実績評価は「C」が適当である。（中期的な視点で、トータルなムダを最小限にするのは当然であるもの、経費規模が小さいもの。）意義のある検討会にしてもらいたい。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属（総）総務課、各所管所属			

(2) 内部管理経費の節減

公用車管理、清掃・警備などの庁舎管理、資源ゴミの処理、物品の調達などの内部管理や経常的な業務について、仕事の仕方を根本から見直し、外部委託の導入や処理方法の改善などにより、コストの節減や業務の効率化を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

内部管理のための事務費や施設の運営費など経常的な経費については、継続的に見直さなくてはなりません。厳しい財政状況が続く中、様々な方策により経費削減や事務の効率化を図っていく必要があります。

- ① 公用車管理は、県庁の部局の集中管理に留まっていることや国庫補助の対象などの問題があり十分に共同利用が進んでいません。地域機関を含め集中管理・共同利用を拡大していく必要があります。
- ② 清掃業務は、県では単年度契約にて行っているところですが、他の地方自治体では長期継続契約を実施し事務の改善が図られている事例もあります。また、警備契約は、長期継続契約を実施しているところですが、近隣にある庁舎を一括して契約するなどの事務の改善も考えられます。その他の庁舎管理に関連する業務を含めて、長期継続契約や一括契約を検討していく必要があります。
- ③ 資源ゴミの売払いの実施は、一部の庁舎で実施されて効果が認められることから、費用対効果や地域事情の観点を含め売払いの検討をし、対象庁舎を拡大していく必要があります。
- ④ 単価契約・一括契約は、達成すべき成果2の現状④のとおり実施しているところですが、国においては、「単価契約による一括調達の運用ルール」(H21.16各府省申合せ、426の対象品目)に基づき、平成21年度から一括調達を実施し効果も認められているので、県においても対象物品の拡大や地域機関での実施を検討する必要があります。

達成すべき成果1

以下の取組により経費の一層の削減と事務の効率化を図っていきます。

- ① 公用車管理の改善
 - 県庁及び各県民局において、集中管理・共同利用の実施・拡大を進めるとともに、次の手法により経費の削減及び事務の効率化を目指します。
 - ・ 稼働率の低い古い公用車の廃車による効率的運用
 - ・ 車検、タイヤ交換などの一括発注
 集中管理実施後に、運用の実態を踏まえて、委託、リースの導入など市場化テストの実施を含めた検討を行い、最も適切な方法での管理手法を採用します。
- ② 清掃業務及び警備業務などの長期継続契約・一括契約の検討・実施
 - ・ 庁舎清掃委託における統一的な仕様（マニュアル）の作成
 - ・ 清掃業務などに長期継続契約の導入を検討し、導入する利点が認められる場合は、「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に清掃業務などを含めることの検討を行い、効果が見込まれる庁舎から導入
 - ・ 清掃業務及び警備業務の近隣の庁舎間の一括契約の可能性について検討を行い、実施可能かつ効果が見込まれる場合に実施
- ③ 各庁舎における資源ゴミの積極的な売払の実施
 - ・ ガイドライン策定
 - ・ 各合同庁舎毎にゴミの減量化に取り組むと共に、売払の検討を行い、費用対効果が見込まれる場合に実施
- ④ 単価契約の対象品目などの拡大、事務用品の一括購入の実施
 - ア 県庁
 - ・ 単価契約及び一括購入を行うのにふさわしい物品の洗い出し、実施
 - イ 県民局など
 - ・ 県民局については、地域の実情を勘案しつつ合同庁舎単位などでの単価契約を順次実施、対象品目の拡大

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

- 平成23年度
- 【成果】評価：B
 - ・ 県庁における公用車管理の一元化の決定、長期継続契約の積極的活用、資源ごみの積極的な売払に係るマニュアル作成、合同庁舎単位での燃料単価契約の一括化を行いました。
 - 【課題】
 - ・ 長期継続契約、単価契約の品目拡大、事務用品の一括購入等、契約に係る項目について、検討を継続する必要があります。
 - 【成果・課題の要因】
 - ・ 県行政改革実施委員会の23年度の重点的な取組項目として検討することで具体的な検討が進みました。
 - ・ 契約に係る検討については、実質的な検討開始が第4四半期となってしまいました。
 - （個別項目ごとの内容）
 - ① 公用車管理の改善
 - 【成果】
 - ・ 県庁での各部局共用車両の予約共通化を実施するとともに24年度中の管理の一元化を決定しました。また、委託、リースの導入などの検討を行いました。

- ・ 各県民局での共同利用拡大を検討しました。

【課題】

- ・ 今後の運用において、共同利用の拡大、車両の計画的減車、委託やリース等を活用した管理等、より効率的な管理手法を検討する必要があります。
- ・ 各県民局での共同利用拡大に向けた検討を継続する必要があります。

【成果・課題の要因】

- ・ 県庁での管理の一元化は予算や組織を整える必要があり、24年度中に運用を開始することとしました。また、更新基準を超える車両が多いことへの対応や一元管理に係る業務量の正確な把握について考える必要があります。
- ・ 一元化の方針決定が第4四半期となり、県民局での検討の参考となる情報が提供できませんでした。

② 清掃業務及び警備業務などの長期継続契約・一括契約の検討・実施

【成果】

- ・ 「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に清掃業務を含める条例改正を行いました。(平成24年4月1日施行)
- ・ 現在の法令でも長期継続契約が可能な契約(新たに追加した清掃業務を含む。)について、積極的な制度の活用を検討しました。

【課題】

- ・ 経費削減、良好な業務履行などについて定期的に契約を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があります。
- ・ 競争性の高い市場環境にある契約は、単年度契約と比較衡量をする必要があります。
- ・ 庁舎清掃委託における統一的な仕様、長期継続契約の対象の拡大、近隣庁舎での庁舎管理業務委託の一括契約について、引き続き検討する必要があります。

【成果・課題の要因】

- ・ 各所属に対する調査を実施し、所属の意向等を踏まえた検討を行いました。
- ・ 現状調査の結果、現法令でも長期継続契約が可能な契約における制度活用が低調だったことから、まず、それらの契約について積極的な制度活用を進めました。
- ・ ただし、長期継続契約とすることにより効果が認められる契約内容かどうかを個別契約ごとに確認する必要があります。

③ 各庁舎における資源ゴミの積極的な売払の実施

【成果】

- ・ 「行政庁舎から排出される資源ごみの売払い等の検討指針」を策定し、地域や庁舎ごとに積極的な検討を進め、新たに売払や無償回収を実施する庁舎や品目が増加しました。

【課題】

- ・ 今後も継続的に地域等の実情に応じた検討を行っていく必要があります。
- ・ 専門機関等の庁舎についても取組を進める必要があります。

【成果・課題の要因】

- ・ 先進的な取組を行っていた地域の状況を参考に、指針で具体的な検討手順を示しました。
- ・ 県民局が中心となって地域ごとに具体的な検討を行いました。

④ 単価契約の対象品目などの拡大、事務用品の一括購入の実施

【成果】

- ・ 合同庁舎の燃料単価契約について、原則として庁舎単位で一括化することとしました。

【課題】

- ・ 県庁における取組項目の検討を進める必要があります。
- ・ 県民局などにおける他品目の一括単価契約について検討を進める必要があります。

【成果・課題の要因】

- ・ 合同庁舎の燃料単価契約の一括化について、先進的な取組を行っていた合庁の状況を参考に具体的な検討を進めました。
- ・ 実質的な検討開始が第4四半期となったため、他の課題の検討ができませんでした。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
<p>① 公用車の状況 ア 台数 (H22.10現在) ・本庁全体 281台 (特殊車両を含む) 〔 運転手付車 14台 各所属直接管理車 140台 集中管理車 127台 イ 部局別1台当たり利用時間 最大の部局1,517時間 最小の部局 513時間 (H21年度)</p> <p>② 清掃業務などは、「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の対象となっていない。</p> <p>③ 県庁及び11合同庁舎のうち2合同庁舎において、資源ゴミの売払を実施 県庁 1,747,160円 2県民局 114,829円の売払</p> <p>④ア 県庁において、県表彰等物品、県発送用封筒、燃料、ファイリング用品、コピー用品、プリンタートナーカートリッジ及びネームプレートを対象として実施 (H22.11.1現在) イ 2合同庁舎で、ガソリンの合同庁舎単位の単価契約を実施</p>	<p>① 集中管理開始、共同利用の拡大、運用の実態を踏まえ、委託やリース対応を含めた管理手法の検討、管理計画策定 (県庁全体、県民局ごと)</p> <p>② 長期継続契約の効果などを検証し、条例に清掃業務などを加えることを検討</p> <p>③ 合同庁舎単位で検討・実施</p> <p>④ア 対象物品の洗い出し (単価契約、一括購入)</p> <p>イ 地域の実情を勘案しつつ合同庁舎単位などの単価契約を順次実施</p>	<p>① 集中管理開始、共同利用の拡大、台数削減、車両の計画的減車、委託やリース等を活用した管理手法の検討 (県庁全体、県民局ごと)</p> <p>② (効果が認められた場合) 長期継続契約を締結</p> <p>③ 合同庁舎単位で検討・実施</p> <p>④ア 対象物品の洗い出しの結果に基づき、単価契約・一括購入の実施</p> <p>イ 対象品目の拡大</p>	<p>① 共同利用の拡大、台数削減、車両の計画的減車、委託やリース等を活用した管理手法の検討 (県庁全体、県民局ごと)</p> <p>② 対象庁舎の拡大</p> <p>③ 合同庁舎単位で検討・実施</p> <p>④ア 対象物品の洗い出しの結果に基づき、単価契約・一括購入の実施</p> <p>イ 対象品目の拡大</p>
実績値 (A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手)			
【B】			
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁における共同利用を拡大。集中管理の方針を決定 ・ 委託、リースを含む管理手法の検討 ・ 県民局での共同利用拡大の検討 <p>② 清掃業務を対象に加える条例改正を実施</p> <p>③ H23年度中に3合同庁舎で新規実施。</p> <p>④ 燃料単価契約の合同庁舎単位での一括契約化</p> <p>関連する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局、県民局行政改革実施委員会において、それぞれの状況に応じた業務改善の取組を実施 			

事務削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算 できるもののみ記載	人工(人年)	—	① ▲0.29人	① ▲0.29人
	金額(千円)	③ ▲17千円	① ▲17,249千円	① ▲1,177千円
	内容	③ 資源ごみ売上の増加額 (287千円→304千円)	① ・効率化による事務量の減 ・稼働率向上による11台減車 に伴う維持管理費及び更新 費用の不要額<見込値>	① ・効率化による事務量の減 ・稼働率向上による11台減車 に伴う維持管理費の不要額 <見込値>

工程 (太字・見え消し=期間中修正)		
23年度	24年度	25年度
① 集中化、台数削減、 管理方法の検討	① 集中化、共同利用の拡大、効率的利用、台数削減、 車両の計画的減車、効率的な管理手法の検討	
② 長期継続契約導入の検討	② 長期継続契約開始	② 長期継続契約拡大
③ 合同庁舎単位で検討・実施		
④ア 物品の洗い出し	④ア 対象物品の洗い出しの結果に基づき、単価契約・ 一括購入の実施	
④イ 地域の実情を勘案しつつ合同庁舎単位などでの単価契約を順次実施、対象品目の拡大		

群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見

平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施できるものから迅速に取組み、目標を達成するよう努力してもらいたい。 ・外部委託の導入により経費削減に繋げることは良いが、受託者側の勤労者の労働条件が低下しないような配慮が必要である。
平成24年度	
平成25年度	

担当所属 (総)総務課、管財課、(会)会計課、各所属

(3) 内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化

内部管理業務のより一層の効率化・コスト削減を図るため、総務事務システムと関係システムとの統合などを検討し、必要な見直しを実施します。

また、財務会計システムを改修し、専用端末を廃止することにより、コスト削減と事務の効率化を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

- ① 平成17年度から総務事務の集中処理により、総務事務に係る手間やコストを削減していますが、対象機関の拡大や関係システムとの統合などにより一層の効率化・コストの縮減を図る必要があります。
- ② 現行の財務会計システムは専用端末によるクライアントサーバシステム（複数のコンピューターにそれぞれサーバとクライアントという役割を与え、ネットワークでつないだ構造のこと）で構築していますが、新システム導入に当たっては、最新の技術を活用し、コストを縮減することが求められています。

達成すべき成果1

- ① 総務事務システムに関して、費用対効果や利用者利便性向上の観点から次の事項を検討し、その結果に基づき、次期総務事務システム（平成26年運用開始予定）などで実現を目指します。
 - ア 給与入力システムとの機能統合
 - イ 総務事務システム対象者の拡大
 - ウ 総務事務システムハード構成見直し
 - エ 給与計算処理のサーバ化
- ② 行政事務用端末などで動作可能となるよう財務会計システムを改修し、財務専用端末を廃止することにより、運用経費の縮減、会計事務に係る作業能率の向上及び利用者の利便性の向上を図ります。

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：C

- ① 総務事務システムに関しては、給与入力システムを含む関係システムとの機能統合や対象者の拡大について検討を行いました。
- ② 財務会計システムに関しては、行政事務用端末で動作可能とする改修のうち、23年度改修分（予算編成、マスタ管理、予算執行管理、歳計外現金管理）を実施しました。

【課題】

- ① 今後も、次期総務事務システムにおける委託料の削減を図るため、詳細設計の際にハード構成の見直しなどを検討します。
- ② 今後も、行政事務用端末での財務会計システム運用を可能とするシステム改修が計画どおり進捗するよう必要な協議・調整、動作検証等の進行管理を適切に行います。

【成果・課題の要因】

- ① 内部検討組織において、関係システムとの機能統合について具体的な検討が進みました。
- ② 必要に応じて改修に係る協議・調整、動作検証等を随時行い、改修計画に遅れや遺漏のないよう、進行管理を行いました。

平成23年度

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
① 現行総務事務システム運営 (H22年度: 74,882千円)、ほかに給与計算処理委託費など (H22年度: 20,370千円) を支出 ※知事部局のみ ② 財務会計システム改修の次期プロトタイプ (基本型) を作成、評価するとともに基本計画を策定中 (現行システム運営 (H22年度): 271,822千円、うち専用端末に係るリース代70,787千円)	平成26年からの運用開始に向けて、平成23年度から次期総務事務システムの検討・設計・改修を開始する (関係システムの統合などによるコスト削減を図る)。		
	平成26年からの運用開始に向けて、平成23年度から財務会計システムの改修を開始する (専用端末に係るリース代をはじめとするコスト削減を図る)。		
実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)			
【B】			
	① 財務会計システム・旅費機能の統合を検討 ② 行政端末で財務会計システムを動作可とする23年度改修分実施		
事務量削減及び財政的効果(見込)	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載			
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
群馬県行政改革評価・実施委員会 (第三者委員会) における主な意見			
平成23年度	・ 情報システム改修による効果を期待する。		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 総務事務センター、(会)会計課			

(4) 情報システムの見直しによる業務改善・経費節減

各所属が業務に利用している情報システムを、情報処理技術の進展に合わせて随時見直し、業務処理方法の改善や経費の節減を図ります。

現状・課題（平成22年度末現在）

県では約300の業務について、情報システムによる処理を行っています。それぞれの業務処理において、その業務の特性に応じた最適の情報システムが、最小の経費で運用できるようにする必要があります。

情報システムの開発、運用、機器導入など、情報システム全般に係る予算について、担当課と情報政策課による協議を実施し、システムの必要性、処理方法、経費の妥当性などを検討しています。

達成すべき成果1

- ① 情報システムに係る予算協議について、仕様書、見積書の様式の統一や基準の明確化など、実施方法の改善を図るとともに、クラウドコンピューティング（インターネットを通じた情報システムの共同利用やデータ処理）などの活用により、情報システムの最適化・効率化を進めます。
- ② 総務事務システム（改革6(3)）、財務会計システム（改革6(3)）、電子納品システムなどの改修や見直しなどを行います。電子納品システムは、工事関係書類のデータベースなどを受注業者とインターネット上で共同利用するクラウドコンピューティングの活用により、運営経費の節減と事務の省略を図ります。

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

【成果】評価：B

平成23年度

- ①
 - ・ 情報システム予算に係る情報政策課協議を実施し、情報システムの最適化や効率化について一定の成果を上げることができました。
 - ・ 実施スケジュールや提出資料の内容等に関して実施方法の改善を行い、協議の効率化を図りました。（以上、情報政策課）
- ② 発注機関と現場間の移動時間の縮減、印刷費の縮減、電子成果品チェックの省略を行いました。（建設企画課）

【課題】

- ① 引き続き、情報システムの最適化・効率化や協議実施方法の改善を図る必要があります。
- ② 操作方法の周知及び操作性の向上、電子データファイルの閲覧性が課題です。

【成果・課題の要因】

- ① 情報システムの最適化・効率化や協議実施方法の改善に関しては、情報通信技術の進歩の動向や、県の組織や人員の体制などを考慮し、継続した検討を進めていきます。
- ②
 - ・ 成果：クラウドコンピューティングを活用して書類の提出及び納品を行いました。
 - ・ 課題：運用開始間もないことによる周知不足及び操作未習熟と考えられます。

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2 (数値等の目標)				
現状 (平成22年度末現在)	23年度		24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)			
① 予算協議による情報システム最適化、調達の効率化の実現 ※約300の情報システム 各所管課H22年度要求額 5,028,644千円 →当初予算額 4,465,455千円 差額のうち490,747千円は、 情報政策課予算協議により削減されたものです。 ② 電子納品システム検討中	① 予算協議の実施方法改善、情報システムの最適化・効率化 (クラウドコンピューティングなどの活用) ② システム導入、一定規模以上の事業で試行	① 調達最適化・効率化 (クラウドコンピューティングなどの活用) ② 本格運用 (事務の省略)	① 調達最適化・効率化 (クラウドコンピューティングなどの活用) ② 本格運用 (事務の省略)	
	実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)			
	【B】 ① H24年度当初予算に係る協議実績 ・件数 306 ・要求額 4,812,640千円 →当初予算額4,175,306千円 ※差額のうち558,645千円が情報政策課予算協議による削減額 ② 618件 (目標値1,000件) 関連する取組 ・ GP-WAN端末等の再リース ((警)情報管理課)			
事務量削減及び財政的効果(見込)	人工(人年)	▲24人	▲77人	▲77人
	金額(千円)	▲198,609千円	▲642,479千円	▲642,479千円
※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	内容 ②・発注機関と現場間の移動時間の縮減115千円/案件 ・打合せ資料の印刷・製本・回覧・保管58千円/案件	②・発注機関と現場間の移動時間の縮減115千円/案件 ・打合せ資料の印刷・製本・回覧・保管58千円/案件 <見え消し>	②・発注機関と現場間の移動時間の縮減115千円/案件 ・打合せ資料の印刷・製本・回覧・保管58千円/案件 <見え消し>	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)				
工程				
23年度		24年度		25年度
① 情報システムに係る予算協議の実施方法改善、情報システム最適化・効率化 (クラウドコンピューティングの活用など)				
② 試行		② 本格運用		
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見				
平成23年度	・情報システムを技術の発展に合わせ見直し経費削減を図ることは必要である。特にクラウドコンピューティングの本格活用に取り組まれない。 ・情報システムの最適化や効率についての「一定の成果」とは、予算要求内容の精査による見積額の圧縮を指すと思われるが、最適化・効率化した具体的な内容が不明確である。			
平成24年度				
平成25年度				
担当所属 情報政策課、建設企画課監理課、各所属				

(5) エネルギー使用量の削減

民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用した施設改修の実施などにより、温室効果ガス排出削減を図るとともに経費節減につなげます。

現状・課題（平成22年度末現在）

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」）及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」）の改正により、地方公共団体全体のエネルギー管理や温室効果ガス削減の率先実行が義務付けられました。

「群馬県地球温暖化防止条例」（以下「条例」）が平成22年4月1日から施行され、オフィス部門における温室効果ガス排出量が県内最大である県は、一層の省エネ対策や温室効果ガス削減の取組が求められています。

達成すべき成果1

- ① 「省エネ法」に基づき策定した、省エネ対策の実施内容などを定めた「中長期計画」や施設ごとに設備の運用基準などを定めた「管理標準」に基づき、計画的な省エネルギー対策を推進します。
- ② 「温対法」及び「条例」に基づく「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「実行計画」)に従い、県の事務事業により発生する温室効果ガスの排出削減対策を推進します。
- ③ 省エネ行動の徹底を図るとともに、中長期的視野に立った省エネ改修などにより経費節減を図ります。
- ④ ①から③の取組などにより、事業主体としての県のエネルギー使用量を削減します。

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度	<p>【成果】評価：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設ごとに定めた「管理標準」等に基づき、庁舎のエネルギーの適正管理を行いました。 ・ 事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のため、「省エネ法」「温対法」及び「条例」に基づく排出削減の計画書と状況報告書を提出し、進捗管理を行いました。 ・ 電力不足に対し、県有施設（234施設）では国の削減目標に上乗せした目標で節電・省エネ行動計画を策定、実施し、節電期間中の目標を達成しました。また、節電に併せた省エネ改修を実施しました。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力不足に対して、昨年夏は多少の無理を伴った節電を実施しましたが、今後は、職務能率の低下や来庁者の不便を生じないような節電対策を講じる必要があります。 ・ 省エネ改修では、中長期的な県有施設全体の改修計画を立て、計画的に改修を進める必要があります。 <p>【成果・課題の要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年夏は、電力需給が逼迫したことにより、節電対策を実施しました。 ・ 今後はこの経験を踏まえ、節電・省エネ対策を継続・定着させ、ライフスタイルの見直しにつなげ、県庁のエネルギー使用量の削減を図ります。
	<p>平成24年度</p>
<p>平成25年度</p>	

達成すべき成果2 (数値等の目標)			
現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
		目標値 (太字・見え消し=期間中修正)	
① 各施設においてエネルギー使用合理化のための管理標準を策定中 ② 実行計画策定 (H23.3) ③ 省エネ改修 E S C O事業導入1施設 ④ 省エネ法に基づく県有施設のエネ使用量 (H21年度 原油換算) 54,080キロワットル (H22年度 原油換算) 55,319キロワットル (内訳 電気174,828kWh、 重油3,470kl、灯油2,097kl、 都市ガス4,125m ³ など)	① 管理標準に基づく庁舎管理・運用	① 管理標準に基づく庁舎管理・運用	① 管理標準に基づく庁舎管理・運用
	② 「実行計画」を着実に実施し、温室効果ガス排出量をH32年度までにH19年度比で26%削減		
	③ 2施設	③ 計画的導入による省エネ改修	③ 計画的導入による省エネ改修
④ 前年度比年間1%削減	④ 前年度比年間1%削減	④ 前年度比年間1%削減	
実績値 (A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手)			
【A】			
	① 管理標準を作成し、管理・運用		
	③ 省エネ改修24施設、E S C O事業1施設 (生涯学習センター)		
	④ 50,640キロワットル (前年度比8.5%削減)		
事務量削減及び財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—	
	金額(千円)	—	
	内容	—	
工程 (太字・見え消し=期間中修正)			
23年度	24年度	25年度	
以下の取組を実施します。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> ① 各施設における管理標準に基づく的確な庁舎管理・運用の実施 ② エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握と評価 ③ E S C O事業などによる施設の省エネ改修の実施、省エネ機器の導入、公用車管理・使用の合理化 (エコカーの導入を含む。) </div>			
群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見			
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容は評価できるが、県庁内でも外部からの来場者が多い所は早期に蛍光灯からLEDに切り替えるなど、県民に対するアピールも必要である。 省エネ行動の徹底等も努力すれば可能であることが証明できた。 		
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 環境政策課、(総)総務課、管財課			

(6) 公共工事の経費削減

公共工事において、専門技術を持つ技術者のチームが様々な視点から原設計の見直しを行う設計最適化の取組や発注者が受注者からの質問に対し適切かつ迅速に回答して工期を短縮する取組の拡充などにより、より早く、より安く、より品質の高い公共工事を推進します。

現状・課題（平成22年度末現在）

公共工事においては、コスト削減などのため、以下のとおり、設計VEなどに取り組んでいるところです。

設計VEは、特別に編成された専門技術を持つ技術者のチームが、県民（使用者）の立場を考慮しながら原設計の見直しを行うものであり、より安く、よりよい社会資本を提供するための取組です。平成18年度から実施しているこの取組は、コスト削減、職員の技術力の向上や技術の伝承などにも有効な手法であり、対象事業の拡大などにより更なる効果が期待できます。

また、**ぐんまワンデーレスポンスプロジェクト**は、発注者と受注者が工事進捗情報を共有するとともに、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システマ的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対する迅速な対応の実現により工事の早期完成を図る取組であり、平成22年度は76件の試行を行い、効果が認められたため本格実施に移行する必要があります。

さらに、公共工事改革には、これを担う職員の資質・技術力向上は欠かせないものであり、これまで研修などに取り組んできましたが、更なる資質・技術力向上に向け、効果的な講習会を開催していく必要があります。

以上のような取組を盛り込んだ**群馬県公共工事コスト構造改革プログラム**により、平成21年度は、約32億円のコスト削減を実現しましたがさらに継続して取り組む必要があります。

達成すべき成果 1**① 設計VE（バリューエンジニアリング）**

設計VEワークショップを継続して開催し、公共事業のコスト削減や職員の技術力の向上、技術の伝承などを図ります。

② ぐんまワンデーレスポンスプロジェクト

平成23年度に試行工事の検証を行います。検証結果を基に対象工事の範囲などを決定し（一部実施）、平成24年度から本格的に実施します。

③ 職員の資質向上

県内大学などと連携し、「ぐんま産学官連携キャンパス」を開催します。

県土整備部技術職員研修を継続して実施します。

④ 総合コストの削減

以上の取組に加え、事業のスピードアップ、対象事業の拡大などにより、平成27年度までに、平成16年度を基準年として、15%の総合コスト削減を図ります。

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）**【成果】評価：B**

平成21年度 ① 設計VEワークショップを16回実施しました。

② 前年度の試行工事の検証を行い、検証結果を基に今後の取り組み方法を決定し、本格運用を開始しました。

③ 県内大学などと連携し、「ぐんま産学官連携キャンパス」を4回実施しました。

④ コスト削減の継続的な取り組みに加え、「公共事業コスト構造改善プログラム」を新たに策定し、より一層のコスト削減に取り組みました。

【課題】

- ① 設計VE活動に要する期間の短縮や更なる効率的な対象事業で取り組みが必要です。
- ② 取り組みを実現させるための道具となる「グレス工程支援システム」の利用拡大のための広報活動等が必要です。
- ③ 職員の更なる資質・技術力向上に向け、効果的な内容となる講習会を継続して開催していく必要があります。
- ④ コスト縮減率の目標達成をするため、コスト縮減の取り組みを継続的かつ強力に推進することが必要です。

【成果・課題の要因】

- ① 技術職員の過半数が知識を習得し実質的な効果を追求するため、実施効果の高い事業の絞り込みや設計業務と一体的に進める設計VEによる時間短縮等の改善を行います。
- ② 受注者に対するプロジェクトの認知度を上げ、取り組むことにより受けるメリットをアピールし、普及を進めることが、受注者と発注者双方の利益につながります。
- ③ 継続的な職員の技術力向上を図るためには、支援体制を強化していく必要があると考えられます。
- ④ コスト縮減率の目標を達成するためには、職員のコスト意識を高め、コスト縮減効果が見込める新技術等を積極的に導入するなどの取り組みが必要となります。

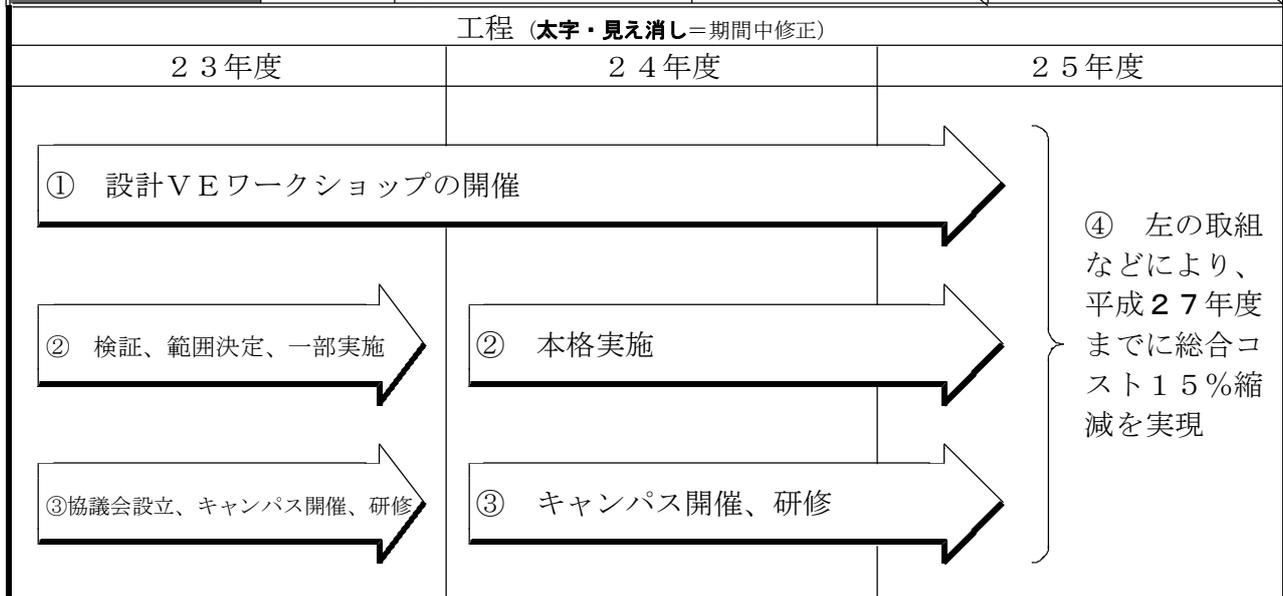
平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状 (平成22年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	目標値 (太字・見え消し=期間中修正)		
① 設計VEワークショップを開催 (H21年度10回)	① 13回開催	① 13回開催	① 13回開催
② ワンデーレスポンスプロジェクトの試行工事を実施	② 試行工事の検証と一部実施	② 本格実施	② 本格実施
③ 平成22年度に2回のぐんま産学官連携キャンパスを試行的に開催	③ 2回開催	③ 4回開催	③ 6回開催
④ 総合コストの縮減4.5% (H21年度)	④ 平成27年度までに総合コスト15%縮減を実現 (途中年度においても、15%縮減の実現に努めるものとする。)		

		実績値 (A. 達成 B. 実施 C. 検討 D. 未着手)		
		【A】 ① 16回実施 ② 試行工事の検証と一部実施(3箇所) ③ 4回実施 ④ 継続実施中		
事務量削減及び 財政的効果(見込) ※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載	人工(人年)	—		
	金額(千円)	—		
	内容	※ 設計VEは工事実施時に算出予定 ※ 総合コストは平成27年度に算出予定		



群馬県行政改革評価・実施委員会(第三者委員会)における主な意見	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事コスト削減の専門技術を持つチームとこれを担う職員の資質、技術の向上にも今後しっかりした支援が必要である。目標以上の実績でありこの評価を持続してもらいたい。 総合コストは途中年度も算出し縮減率を示してもらいたい。
平成24年度	
平成25年度	
担当所属 建設企画課 監理課	

(7) 県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進

県有施設を計画的かつ効率的に維持管理し、県有施設の長寿命化を図り、既存施設の有効活用を図ります。

現状・課題（平成23年度末現在）

県では、5,810棟という膨大な施設を有していますが、その約半数が建設後30年を経過しています。今後、老朽化が進行することにより、維持管理経費は年々増加することが見込まれ、また、施設の建て替え時期も集中することが予測されます。

厳しい財政状況下にあつては、施設を適正に維持管理・保全することで長寿命化を図り、維持管理経費の総額を抑制するとともに、大規模改修や施設整備を計画的に行うことにより、財政負担を平準化する必要があります。

達成すべき成果1

- ① 県有施設長寿命化指針を作成し、今後の施設維持管理における基本的な方向性を示し、長寿命化に向けた施設の適正な維持管理・保全に全庁的に取り組みます。
- ② 建物の高い安全性、機能性が求められ、利用ニーズも高い施設について、長期保全計画を作成し、計画的修繕を実施していきます。

「達成すべき成果1」実績評価（A. 大きな成果あり B. 成果あり C. 実施 D. 検討等）

平成23年度

<24年度新規追加のため23年度評価なし>

平成24年度

平成25年度

達成すべき成果2（数値等の目標）			
現状 (平成23年度末現在)	23年度	24年度	25年度
	① 事後保全による維持管理 ② 各施設管理者が個別に施設修繕を計画	目標値（太字・見え消し＝期間中修正）	
① 長寿命化対策について、各施設管理担当者向けの研修を実施 ② 特定施設を選定し、長期保全計画作成を試行		① 各施設で長寿命化に向けた予防保全を実施 ② 合同庁舎等を対象に段階的に長期保全計画を作成	
実績値（A.達成 B.実施 C.検討 D.未着手）			
事務量削減及び財政的効果（見込） <small>※ 効果を定量的に積算できるもののみ記載</small>	人工(人年)		
	金額(千円)		
	内容		
工程（太字・見え消し＝期間中修正）			
23年度	24年度	25年度	
群馬県行政改革評価・実施委員会（第三者委員会）における主な意見			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
担当所属 管財課、各所管所属			